

(第一類 第十四号)

第一百八回 国会 環境委員会

議録 第二号

(101)

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 林 大幹君

理事 小杉 隆君

理事 戸沢 政方君

理事 山崎平八郎君

理事 春田 重昭君

理事 石破 片岡 中島 宮里 金子 遠藤 岩佐 惠美君

理事 武司君 衛君

理事 岩垂寿喜男君

理事 滝沢 大石 古賀 幸助君

理事 福島 譲二君

理事 武村 正義君

理事 岩垂寿喜男君

理事 正光君 誠君

理事 美秀君 鶴男君

理事 節君

出席政府委員

(環境庁長官)

長環境庁長官官房

辞任

同日

補欠選任

同日

辞任

同日

補欠選任

同日

辞任

委員外の出席者

厚生省整備課長

環境庁水質保全局長

通指導課長

公害病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島譲二君外四名提出、内閣提出第三六号)

一月二十日

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願(安藤同外二件(春田重昭君紹介)(第二九九二号)

同月十九日

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願(上田哲君紹介)(第三四一四号)

同月十八日

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願(岩垂寿喜男君紹介)(第三八七三号)

同月十九日

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第三八七四号)

同月二十日

公害指定地域の全面解除反対等に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第三八七五号)

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月三十一日

同月一月一日

同月一月二日

同月一月三日

同月一月四日

同月一月五日

同月一月六日

同月一月七日

同月一月八日

同月一月九日

同月一月十日

同月一月十一日

同月一月十二日

同月一月十三日

同月一月十四日

同月一月十五日

同月一月十六日

同月一月十七日

同月一月十八日

同月一月十九日

同月一月二十日

同月一月二十一日

同月一月二十二日

同月一月二十三日

同月一月二十四日

同月一月二十五日

同月一月二十六日

同月一月二十七日

同月一月二十八日

同月一月二十九日

同月一月三十日

同月一月一月一日

同月一月一月二日

同月一月一月三日

同月一月一月四日

同月一月一月五日

同月一月一月六日

同月一月一月七日

同月一月一月八日

同月一月一月九日

同月一月一月十日

同月一月一月十一日

同月一月一月十二日

同月一月一月十三日

同月一月一月十四日

同月一月一月十五日

同月一月一月十六日

同(市川雄一君紹介)(第三八七二号)  
同(岩垂寿喜男君紹介)(第三八七三号)  
同(大橋敏雄君紹介)(第三八七四号)  
同(近江巳記夫君紹介)(第三八七五号)  
同(木内良明君紹介)(第三八七六号)  
同(坂口力君紹介)(第三八七七号)  
同(高沢寅男君紹介)(第三八七八号)  
同(正木良明君紹介)(第三八七九号)  
同(水田稔君紹介)(第三八八〇号)  
同(岩垂寿喜男君紹介)(第三六六四号)  
同(正木良明君紹介)(第三八八〇号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六六四号)  
同(伊藤茂君紹介)(第三六四九号)  
同(外一件(岩垂寿喜男君紹介)(第三六五〇号))  
同(上田卓三君紹介)(第三六五一号)  
同(井上一成君紹介)(第三六四八号)  
同(貝沼次郎君紹介)(第三六五二号)  
同(伊藤茂君紹介)(第三六四九号)  
同(外一件(河上民雄君紹介)(第三六五三号))  
同(経塚幸夫君紹介)(第三六五四号)  
同外一件(齊藤節君紹介)(第三六五五号)  
同(柴田睦夫君紹介)(第三六五六号)  
同(鳥居一雄君紹介)(第三六五七号)  
同(細谷治嘉君紹介)(第三六六一号)  
同(中路雅弘君紹介)(第三六五八号)  
同(春田重昭君紹介)(第三六五九号)  
同(東中光雄君紹介)(第三六六〇号)  
同(矢野絢也君紹介)(第三六八号)  
同(岡崎万寿秀君紹介)(第三六九一号)  
同(齊藤節君紹介)(第三六九二号)  
同(矢追彦彦君紹介)(第三六九三号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九〇号)  
同(渡部一郎君紹介)(第三六九一号)  
同(村上弘君紹介)(第三六九二号)  
同(正森成二君紹介)(第三六九三号)  
同(冬柴鉄三君紹介)(第三六九四号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九五号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九六号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九七号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九八号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三六九九号)  
同(岩佐恵美君紹介)(第三七〇〇号)  
同(安藤巖君紹介)(第三七八七号)  
同(石井郁子君紹介)(第三七八七号)  
同(安藤巖君紹介)(第三七八七号)  
同(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(福島譲二君外四名提出、内閣提出第三六号))

公害指定地域の解除反対等に関する請願(安藤同外二件(春田重昭君紹介)(第二九九二号))

同月十九日

同月二十日

同月二十一日

同月二十二日

同月二十三日

同月二十四日

同月二十五日

同月二十六日

同月二十七日

同月二十八日

同月二十九日

同月三十日

同月一月一日

同月一月二日

同月一月三日

同月一月四日

同月一月五日

同月一月六日

同月一月七日

同月一月八日

同月一月九日

同月一月十日

同月一月十一日

同月一月十二日

同月一月十三日

同月一月十四日

同月一月十五日

同月一月十六日

同月一月十七日

同月一月十八日

同月一月十九日

同月一月二十日

同月一月二十一日

同月一月二十二日

同月一月二十三日

同月一月二十四日

同月一月二十五日

同月一月二十六日

同月一月二十七日

同月一月二十八日

同月一月二十九日

同月一月三十日

同月一月一月一日

同月一月一月二日

同月一月一月三日

同月一月一月四日

同月一月一月五日

同月一月一月六日

同月一月一月七日

同月一月一月八日

同月一月一月九日

同月一月一月十日

同月一月一月十一日

同月一月一月十二日

同月一月一月十三日

同月一月一月十四日

同月一月一月十五日

同月一月一月十六日

同月一月一月十七日

同月一月一月十八日

同月一月一月十九日

同月一月一月二十日

同月一月一月二十一日

同月一月一月二十二日

同月一月一月二十三日

同月一月一月二十四日

同月一月一月二十五日

同月一月一月二十六日

同月一月一月二十七日

同月一月一月二十八日

同月一月一月二十九日

同月一月一月三十日

同月一月一月一月一日

同月一月一月一月二日

同月一月一月一月三日

同月一月一月一月四日

同月一月一月一月五日

同月一月一月一月六日

同月一月一月一月七日

同月一月一月一月八日

同月一月一月一月九日

同月一月一月一月十日

同月一月一月一月十一日

同月一月一月一月十二日

同月一月一月一月十三日

同月一月一月一月十四日

同月一月一月一月十五日

同月一月一月一月十六日

同月一月一月一月十七日

同月一月一月一月十八日

同月一月一月一月十九日

同月一月一月一月二十日

同月一月一月一月二十一日

同月一月一月一月二十二日

同月一月一月一月二十三日

同月一月一月一月二十四日

同月一月一月一月二十五日

同月一月一月一月二十六日

同月一月一月一月二十七日

同月一月一月一月二十八日

同月一月一月一月二十九日

同月一月一月一月三十日

同月一月一月一月一月一日

同月一月一月一月一月二日

同月一月一月一月一月三日

同月一月一月一月一月四日

同月一月一月一月一月五日

同月一月一月一月一月六日

同月一月一月一月一月七日

同月一月一月一月一月八日

同月一月一月一月一月九日

同月一月一月一月一月十日

同月一月一月一月一月十一日

同月一月一月一月一月十二日

同月一月一月一月一月十三日

同月一月一月一月一月十四日

同月一月一月一月一月十五日

同月一月一月一月一月十六日

同月一月一月一月一月十七日

同月一月一月一月一月十八日

同月一月一月一月一月十九日

同月一月一月一月一月二十日

同月一月一月一月一月二十一日

同月一月一月一月一月二十二日

同月一月一月一月一月二十三日

同月一月一月一月一月二十四日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案(内閣提出第八四号)

○林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公害防止事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より趣旨の説明を聴取いたしました。稲村環境庁長官。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○稻村国務大臣 ただいま議題となりました公害防止事業団法の一部を改正する法律案について、その理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害防止事業団は、昭和四十年に発足して以来、産業集中地域における産業公害を防止するため、工場・事業場の共同利用建物等の建設譲渡業務、産業公害防止施設に対する融資業務等の事業を実施し、公害防止対策の推進に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、これらの産業公害のほか、都市・生活型公害にも対応することが必要となっており、都市における大気汚染対策、湖沼等の周辺における生活排水対策等が喫緊の課題となっております。また、国立・国定公園において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止することも重要な課題であります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、昨年六月の臨時行政改革推進審議会の最終答申をも踏まえつつ、これら環境行政の主要課題に対応して公害防止事業団の業務等の見直しを行おうとするものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。第一は、公害防止事業団の目的の改正であります。

現行の法律では、公害防止事業団は産業集中地

域における事業活動に伴う公害の防止を目的としておりますが、今回新たに産業公害以外の公害を防止するためには必要な業務を行うこととしているため、目的の所要の改正を行ふものであります。

第二は、公害防止事業団の業務の改正であります。第一は、公害防止事業団の業務の改正であります。

公害防止事業団の現行の業務を整理、合理化するとともに、新たに、都市における大気汚染による公害を防止するための緑地の整備、及び國立・國定公園の利用者の過度の集中による公害を防止

するために行う公園利用のための複合施設等の整備を建設譲渡業務に加えることとしております。

また、市街地土壤汚染防止等の事業及び合併浄化槽の設置に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えることとしております。

以上のはか、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について通商産業大臣及び建設大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他の所要の改正を行うこととしております。

この法律案の施行期日は、昭和六十二年十月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本道路公團理事窪津義弘君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○林委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石破茂君。

○石破委員 大臣初め政府委員の皆様、御苦労さまでございます。日ごろより環境行政に対しまず御尽力に對しまして心より敬意を表する次第でございます。

公害防止事業団の改正等に関する若干の質問をさせていただきたい、かように考へる次第でござります。先ほどお話をございました公害防止事業団法の改正等に関する質問をさせさせていただきたい、かように考へる次第でござります。

まず第一に、一昨日閣議決定をされました環境白書に関連をいたしまして御質問をさせていただきたいと思います。

この白書は、近年とみに著しい東京圈に対する一極集中に対しまして言及したということで、まさに興味深いものだと考へておる次第でござります。マスコミ等の反響もかなり大きなものがあります。マスコミ等の反響もかなり大きなものがあります。

この白書は、近年とみに著しい東京圈に対する一極集中に対しまして言及したということで、また、市街地土壤汚染防止等の事業及び合併浄化槽の設置に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えることとしております。

以上のはか、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について通商産業大臣及び建設大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他の所要の改正を行うこととしております。

この法律案の施行期日は、昭和六十二年十月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○石破委員 それでは、第一点の質問をさせていただきます。

人口や産業の集中、それから都市化やモータリゼーションの進展といった国土利用の変化に伴いまして、公害の発生源は工場、事業場に起因するもののほか、自動車などの移動発生源とか、さらには生活排水等の家庭生活に起因するもののウエー

トが大きくなつてまいつております。

さらに近年は、水や緑との触れ合いを回復しようという動きも出てまいつております。

このようないくつかの問題には、発生源対策を始めとする公害防止のための各種施策の推進に加えまして、第一に、人口や都市活動の過度の集中による環境負荷がもたらされることのないよう努めること、

第二に、環境改善に資するよう都市の構造対策を積極的に講じていくこと、第三に、自然との多様な触れ合いの場を確保しつくり出していくことなどによりまして、環境保全に配慮した国土利用構造を形成していくことが重要な課題となつておると私ども認識いたしております。先生御指摘の問題について対応を図つてまいりたいと思つております。

○石破委員 それでは、第一点の質問をさせていただきます。

人口の大都市集中ということに起因をいたしますいわゆる産業公害というものは、関係各位の御努力もございまして、最近鎮静化をしておるといふふうに認識をいたしております。

ども、その反面、都市大気汚染でありますとか生活排水によります水質汚濁等々の、都市活動また家庭生活に付隨をいたしますいわゆる都市、生活型公害といふもののウエートが、相対的と申しますか、高まってきたように思つておるわけであります。これらに対処するためにはどのような手段があるかということでありますけれども、従来のようない企業でありますとか工場、事業所、そのようなものに對します規制だけにとらわれておつたのはいまだ不十分な面が多くあらうかというふうに考へるわけであります。そういういたしますと、融資によります誘導でありますとか土地の利用、さらには都市構造対策を含めた多角的な取り組みが今後必要になってくる、従来の方針から脱却をした新しい観点での取り組みが必要になるというふうに考へるわけであります。大気汚染というものに従事しておられる方々が多々あらうかというふうに考へるわけであります。

○長谷川(懇)政府委員 お答えいたします。

大気汚染の状況につきましては、全般的には改

善傾向にあります、大都市圏への人口あるいは

企業でありますとか工場、事業所、そのようなものに對します規制だけにとらわれておつたのはいまだ不十分な面が多くあらうかというふうに考へるわけであります。そういういたしますと、融資によります誘導でありますとか土地の利用、さらには都市構造対策を含めた多角的な取り組みが今後必要になってくる、従来の方針から脱却をした新しい観点での取り組みが必要になるというふうに考へるわけであります。大気汚染というものに従事しておられる方々が多々あらうかというふうに考へるわけであります。

○長谷川(懇)政府委員 お答えいたします。

大気汚染の状況につきましては、全般的には改

善傾向にあります、大都市圏への人口あるいは

企業の急速な集中に伴いまして、先生もお話しございましたように、都市、生活型の公害が大きな課題になつておりますことは、先生の御指摘のとおりでございます。このため、工場やビルからのばい煙や自動車の排出ガスの規制など、従来からの規制施策を引き続き推進いたしますとともに、地域の実情に即しまして交通量の抑制や交通流の分散、円滑化などの総合的な交通公害対策を推進することが極めて重要な課題となつておるところでございます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

今回の事業団法の改正は、先生ただいま御指摘ございましたとおり、近年の公害防止行政の主要

課題が移行してまいっておりますし、産業型公害に加えまして都市、生活型公害という新たな課題が生じておるわけでございます。これへの対応を

踏まえまして業務の見直しを行つうというものでございます。

その概要を申し上げますと、新たな業務として、

都市大気汚染対策としての緑地及び國立・國定公園の利用分散化を図る複合施設の建設譲渡事業

と、市街地土壤汚染防止等の事業及び合併浄化槽設置への貸付業務、これらの業務を追加すること

いたしておるわけでございます。なお、これら

都市、生活型公害防止事業を追加するに伴いまして、いたずらな肥大化は避けるべきであるという

改革の精神にのつとり、現行業務については整理

合理化を行つこといたしておる次第でございま

す。

○石破委員 さて、公害防止事業団法の改正につ

いてお伺ひをいたしたいと思います。

○石破委員 さて、公害防止事業団法の改正につ

いてお伺ひをいたしたいと思います。

環境問題が非常に変化をしておるということ、

そしてまた環境を守るということから、自然を積

極的に利用するというような積極的な対応を環境

行政に対しまして望まれておるというふうに考へるわけでありますけれども、かかる状況の変化を

踏まえまして、先ほど申し上げましたような都市、

生活型公害、そのようなものに積極的に対処をし

ていく、そういうような考え方も盛り込まれてお

るというふうに感じるのであります。

今回の法改正に当たりまして、環境庁がどのよ

うな基本的な考え方をお持ちか、どのようなもの

のを目指しておられるかということにつきまして

御所見を賜りたいと思います。

○長谷川(懇)政府委員 お答えいたします。

大気汚染の状況につきましては、全般的には改

善傾向にあります、大都市圏への人口あるいは

企業の急速な集中に伴いまして、先生もお話しございましたように、都市、生活型の公害が大きな課題になつておりますことは、先生の御指摘のとおりでございます。このため、工場やビルからのばい煙や自動車の排出ガスの規制など、従来からの規制施策を引き続き推進いたしますとともに、地域の実情に即しまして交通量の抑制や交通流の分散、円滑化などの総合的な交通公害対策を推進することが極めて重要な課題となつておるところでございます。

また、こうした施設の一層の促進を図るために、

今回提出させていただいたとおりであります。公害健康被害補償法の一部改正案におきまして、新たに環境改善事業を実施することいたしまして、自治体に

よります健康被害防止のための計画づくりや低公害車の普及、規制適合車への代替促進、共同輸配

送、大気浄化植樹など各種の事業につきまして助成措置を講ずることとしておりまして、これらによりまして大気汚染防止対策の一層の推進を図つてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○石破委員 さて、公害防止事業団法の改正についてお伺ひをいたしたいと思います。

○石破委員 さて、公害防止事業団法の改正につ

いてお伺ひをいたしたいと思います。

ようになりますことが、労働条件の改善といいますか、雇用機会の増大にもつながるわけでありますし、そしてまた地域の振興ということにもつながるというふうに思つておるわけでございます。

さて、この公園の管理は、まさにこれが目的であります。自然公園法に基づきます保護、そしてまた利用の調和を図りながら利用施設の整備を行うと、いうのは、国立・国定公園利用適正化事業が盛り込まれておる、そういうような意味で非常に画期的なものであるというふうに考えておるわけでございます。また、昨年十二月に環境省が取りまとめられました環境保全長期構想にも指摘されておりますとおり、公害防止と自然環境の保全、これができるだけ一体的にとらえるということがまた必要だと思うわけであります。

そういたしますと、ただ自然破壊が進むのではなかろうか、リゾート法案というのが成立をいたしまして、積極的に開発が進められた場合に、自然が破壊をされるのではないかというような懸念もあるうかと思います。また反面、開発をするにおきまして、言い方は悪いのでありますけれども、厳しい規制にかかりまして、そういうような事業が円滑に進まない場合があるのではなかろうかと、いうような懸念も聞くわけであります。これは六省庁が関係をいたしまして進めておるわけでありますけれども、この問題につきまして環境庁はどう

のようにお考えかということ。そしてまた、調整機能という点におきまして、環境庁の果たす役割は重要であるというふうに考えるわけでありますけれども、地方公共団体におきましては、まだまだ暗中模索の段階であろうと思うわけであります。その点について環境庁としてはいかなる御所見をお持ちであるかをお尋ねしたいというふうに考えます。

○古賀政府委員 お答えをいたします。  
先生が今お述べになりました余暇需要

ありますとか、自然との触れ合いのニーズの増大、それから公的機能との調整というようなことは、自然公園法を実施していく場合におきまして最も極めて重要な課題でございます。  
そこで、自然公園法は、御承知のようにすぐれた自然の風景を保護するとともにその利用の増進を図ることを目的としておるわけであります。具体的には公園計画というものに基づきまして公園事業を執行するわけでありますが、その公園計画というのは、保護のための計画と利用のための計画とからなつておるわけであります。すなわち保護と利用とを一体のものとして計画的に推進するということですござります。言うなれば保護をしな

がら公園にふさわしい適正な利用を図るという考え方方に立つておるわけでござります。

れども、適正化事業と申しますのは、利用者の過度の集中による自然環境の破壊という公害を防止するため、公園計画に基づく公園事業としまして利用の分散を図ることを目的に施設整備を行つるものでございます。これに対しまして、いわゆるリゾート法案は、民活による内需拡大という観点から、相当規模の地域におきまして、国民が余暇を利用しながら、滞在をしつつ行つ多様な活動に役立てるために、総合的な機能の整備を行つることによりまして、先生もお述べになりました地域振興等を図ろうとするものと理解しておるわけであります。したがつて、今回の国立・国定公園利用適

正化事業とそれからリゾート法案の事業、この両者はその目的、規模、施設の種類等において異なる

るものであるというふうに考えております。  
しかば、リゾート法案に対する環境庁の考え方はどうか、基本的な考え方はいかなるものかと  
いうお尋ねでござりますけれども、国立公園におきましては、先ほども申し上げましたようにすぐ  
れた自然環境を保護するために特別保護地区、特  
別地域、普通地域といったような区分を設けま  
して、その質に応じて段階的に、その規制の強弱に  
応じまして規制を行つているというものでござい  
ます。リゾート法案に基づく事業につきましても、  
その趣旨を損なわないように対応されるべきもの  
であると考えております。このため、基本構想の  
承認等を行つて行つて行わられる環境庁への  
協議に際しましては、このような考え方を基本と  
しまして、その地域における自然環境の保全に支  
障のないよう保護と適正な利用との調和を図り  
ながら、適切に対処してまいりたいというふうに  
考えております。

公害対策にかかる唯一の特殊法人であります。この存在意義というものは、状況がかなり変化した今日におきましてもいきさかも損なわれるものではない、いや、むしろその重要性は増すものであるというふうに考えておるわけであります。環境保全の観点からも、また今回の法改正の趣旨を見られますように、新たな環境行政を展開する意味からも、重要性はいや増しておるものだというふうに考えるわけであります。

さて、新たな業務の拡充というものが盛り込まれておるわけでありますけれども、それらにつきましては、今後多くの検討すべき課題があろうかと思います。ふうには考えております。事業団の名称がありますけれども、公害防止事業団のいう名前から一般の人々が受けるイメージは、やはり高度成長期にありましたいわゆるスタンダードな形での公

書、それをいかに予防し、防止するかというようなイメージが非常に強かろうかというふうに思つてゐるわけであります。もちろんそのようなスタイルで公害が絶無になつたとは考えておりませんし、そのような防止というものは、今後もさらに積極的に推進をしていかねばならぬわけでありますけれども、状況が非常に変わってきた。いわゆる攻めの環境庁と言われるようすに、積極的な利用、そしてまた保護との一体化を図る意味におきまして、その公害防止事業団というような名前を、例えて言いますと環境事業団でありますとか、環境保全事業団でありますとか、そのように改称して、さらに新しく業務を進める上においての援助といいますか、そういうような一つの助けとするようなことも一案であらうかというふうに考へるわけでありますけれども、そのことにつきましての御所見を賜りたいと思います。

先生の御意見、十分私どもとしてもおつしやる意味は理解させていただきますし、御高見であると承りますが、実は、今回の法改正と申しますのは行革審の答申をまずベースに置いております。それをベースに置きまして、新しい業務の必要性、緊急性、それから熟度等につきまして吟味した結果、公害防止行政の分野での改革にとどめることいたしたわけでございます。国立・国定公園利用適正化事業も加えることにしておりますけれども、これも自然公園の過度集中利用による公害を防止するために行うものでございまして、名称につきましては、御意見ございましたけれども、改称をしないこととしたわけでございます。

他方、先生まさに御指摘になりましたように、今後の環境行政につきましては、「環境保全長期構想」を指針といたしまして推進することとしたしております。その際、いみじくも先生おっしゃいましたとおり、この事業団を活用して、公害の防止のみならず広く環境保全のための事業に取り組み、推進していく必要が出てくることも考えらるところでございます。その場合、名称について

てもあわせて検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

けれども、最後に大臣から、先ほどまで申し述べましたように、環境をめぐる状況というのは大きく変化をしておるわけでございます。今回の法改正、そしてまたソート法案、環境白書等いろいろいろ最近問題が出ておる、いろいろな環境問題というものが新たな脚光を浴びておる時期でありますけれども、今後の環境問題につきましてどのように対応をしていかれるか、そのような国土利用の問題にもできれば言及をしていただきまして、お答えを賜りたいと思います。

○稻村国務大臣 先ほど来、石破議員の大変含蓄のある御質問を拝聴しておりまして、本当に敬意を表します。環境庁としては、今回事業団を活用して新たな公害防止事業に取り組むこととするとともに、公健法の改正により健康被害予防事業の展開を図りたいと考えておるのでございます。

今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな自然環境を保全することはもちろんのこと、より質の高い環境の形成に向けて新たな展開を図っていくことが重要であり、関係省庁との連携を強めつつ環境行政の総合的促進を図つてまいりたい。環境白書提出とともに各マスコミで論調を掲げましたが、国土問題即環境問題である、こういう認識で頑張りたいと思います。

おるわけでござります。産業構造の問題にいたしましても失業の問題にいたしましても大きな問題を含んでおる。今まで日本の国が経験をしたことのないような新たな時代に入ろうというようなことをかと私どもは認識をいたしております。私ども若い世代は、今後皆さん方がつくつてこられましたこの繁栄を維持していかねばならぬ。しかし同時に、環境の保全というのも、そして積極的な利用というものもしていかねばならぬ。どうか二十一世紀に向けまして、そのような豊かな日本、そしてまた自然に恵まれた日本の國を維持していくために、大臣初め環境庁の皆様方の積極的な取り組みを心より期待をいたしまして、質問を終わらせていただきまます。

○林委員長 金子みづ君。

○金子(み)委員 私はきょうは、議題になつておりますが、公害防止事業団法の改正を中心にして、これに関連する問題について政府側の御所見を伺いたいというふうに思つておるところでございます。

環境問題ということについて考えてみると、たしかあはもう十五年、二十年近く前になるのじやないかと思いますが、国連が、かけがえのない地球を守ろうということで世界に呼びかけた、こういう時期があつたのを覚えております。これは地球を守ろう、どう守ろうというのかと云うと、公害による地球の危険を守ろう、こういうことだつたというふうに覚えております。

その当時日本は、たしか福岡県の例のカネミ油症患者の問題、それから続いて熊本県の水俣病の問題ですか、あるいは富山県の神通川流域に起つた水銀によるイタイイタイ病の問題でありますとか、あるいはその後になりますが、四日市ぜんそくの問題でありますとか、大都市問題としては、東京などの場合は青空がなくなつたというような問題が引き続いて起つております。

おるわけでござります。産業構造の問題にいたしましても失業の問題にいたしましても大きな問題を含んでおる。今まで日本の国が経験をしたことのないような新たな時代に入ろうというようなことかと私どもは認識をいたしております。私ども若い世代は、今後皆さん方がつくってこられましたこの繁栄を維持していかねばならぬ。しかしながら時に、環境の保全というのも、そして積極的な利用というものもしていかねばならぬ。どうか二十一世紀に向けまして、そのような豊かな日本、そしてまた自然に恵まれた日本の国を維持していくために、大臣初め環境庁の皆様方の積極的な取り組みを心より期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ことはないし、いずれもまだ未解決が多くて、カネミ油症患者の問題などは、裁判問題でやつと今回二十年ぶりに解決がついたというような状態ですが、水俣病はまだ未解決のままだというような状態になつていまして、大変に遺憾な現状だと思つております。しかし、政府側も国民も一緒になつてこの問題に取り組んできた結果だと思いますが、今ようやく何か本気で取り組んできているのじやないかなというふうに感じてゐる次第でございます。その結果かと思ひますけれども、先ほど長官の御説明の中にもありましたように、公害健康被害補償法がつくられたことでありますとか、あるいは統いて先般の環境白書の発表でありますとか、環境問題と人間社会の関係というものが非常にはつきりと明らかにされながら、そしてこの問題がいかに重要な問題であるかということを意識をしながら、國民の人たちにもそのことを考えてもらつような姿勢で政府が臨み始めているということは、非常に結構なことだと評価したいというふうに思つわけでござります。

聞くところによりますと、最近の話ですが、国會の中でも超党派で、地球環境問題議員懇談会なるものがつくられるというようなことも何つておられますので、こういうようなことで一つ一つ成果を上げていきますならば、二十年前に日本がこうむつた汚名とでもいいますか、公害列島ですとかカナリア列島とかと言われたあの日本の公害問題を解決していく一つの基礎になるのじやないかなと、いうふうに考へてゐるわけでござります。

そこで、環境問題もだんだんと形が変わつてきしております。最近の場合は、先ほどお話を出ておりますように、都市型ですか生活型公害あるいは交通公害というようなことで、今まで考えられなかつたような問題が次々と起つてまいりまして、ますます多様化し複雑化してきることで事実でございます。したがつて、これに対する対策というものも断片的じやなくて、それらを取

聞くところによりますと、最近の話ですが、国会の中でも超党派で、地球環境問題議員懇談会なるものがつくられるというようなことも何つおられますので、こういうようなことで一つ一つ成果を上げてきますならば、二十年前に日本がこうむった汚名などでもいいますが、公害列島ですかナリア列島とかと言われたあの日本の公害問題を解決していく一つの基礎になるのじゃないかなとうふうに考えておるわけございまます。

そこで、環境問題もだんだんと形が変わってきておりまして、最近の場合は、先ほどお話を出ておりますように、都市型ですとか生活型公害あるいは交通公害というようなことで、今まで考えられなかつたような問題が次々と起つてまいりまして、ますます多様化し複雑化してきていることは事実でございます。したがつて、これに対する対策というものも断片的じゃなくて、それらを取組みました総合的なもの、そして計画的に考えていかなければならぬのじやないかとだれも

が考えるわけでございます。そういうようななこと  
が基盤になって、今回の公害防止事業団の業務の  
見直しといふことも考えられたのではないかとも  
思えるわけでございます。そこで、当然このよう  
な公害・環境問題の実態を踏まえてその見直しも  
行われてくるだろうと期待するわけでございま  
す。

事業団事業懇談会が昨年五月の中間報告をされて  
おりますが、この中でも広範な公害・環境問題への  
対策といふものを明らかに求めておられることが  
わかります。それから、ことしになりましてか  
ら、一月と三月に中央公害対策審議会の答申も出  
たようですが、この中でも「各種の施策を総合的、  
計画的に講すべきである」ということ  
を非常に強調しております。そしてさらに「公害  
防止事業団については、公害行政の主要課題の移  
行に対応して業務の見直しを行うこととされたと  
ころであり、公害防止計画に基づく事業の実施に  
当たつて一層の活用が期待される」と指摘され  
ているところでございます。

そこで、それらのとの基盤に立って考えてみますと、今度の見直し、改正法案とでも申しますかの内容につきましては、もつともつと思い切つてされてもよかつたのではないかと思われないでもないのです。十分だとは考えられないと思うわけですけれども、その辺についての長官の御所を見を聞かせていただきたいと思うわけです。なぜかと申しますと、この法案とは関係ないのでけれども、別の法律の中に、実施後三年ないし五年たつたら見直すとか、実施後しばらくたつたらもう一度見直すとかいうような前提条件をつけた法案が成立されているものがあるのですね。私はこれはすごく不見識だと思うのです。何年かたつたら見直さなければいけないものをなぜ今つくらなければいけないのだろう、その時点で大変におかしいと思いました。しかし、そういう法律が幾つかあるわけでございます。だから、今度の事業団法案の問題についても、何年たつたら見直すといふようなことがないようになつかりやつていただ

きたい。

後で出でますけれども、実はこの法案は五年、間があるのですね。これから先五年までこの法案を持続するけれども五年たつたらやめる、こういうようなところがございますね。そういうことは、今私が申し上げた何年か先に見直すという考え方と何か通ずるようなものがあるのじゃないかといふふうにも思いますから、おかしいなと思いますからこの法案を拝見していただけなのです。ですから、そういう点につきましてこの際長官からはつきりと御所見を聞かせていただきたいと思うわけでございます。

○稻村国務大臣 お答え申し上げます。

今回の事業団法の改正は、行革審答申を踏まえまして、公害防止事業団事業懇談会の報告をもいただき、本事業団が実施するにふさわしい新業務を選定したものであり、現時点における見直しとしては適切である、こういうふうに考えております。

また、公害防止行政の主要課題の移行、先生今詳しく述べられましたが、いろいろ公害防止行政のテーマが移行しつつあります、その主要課題の移行に適切に対処するために、今後とも事業団を積極的に活用し得るよう配慮してまいります。また、総合的な公害防止事業の展開につきましては、関係省庁と連携をとりつつ進めてまいりたい、先生御懸念の四年たつたら、五年たつたらということは今回は大丈夫である、こういうふうに考えております。

○金子(み)委員 その点はしっかりとお願ひしたいと思います。

それでは、法案に関連して少しお尋ねしたいと思います。

今度の公害防止事業団法の業務の見直しと、まだ審議されておりませんけれども、公害健康被害補償法という制度がございますね。これは、新たな公害防止事業に取り組むということを目標として法案が二つ用意されていると承知しているわけだと思いますけれども、この両者、二つの制度は

密接な関係を有していると言ふのですが、どこでどういうふうに密接な関係になっているのか、法律を読んだ上では明らかじゃないのですね。

から、この点をわかりやすく説明していただきたい。どこでどうなっているか、それをぜひお願いしたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問の趣旨にぴたり合っているかどうかちょっとあれでございますけれども、どういう関係にあるかと申しますと、まず大きな意味では、国民の健康を守りまた環境を保全していくという意味合いで、今回のこの事業団法の改正、それから先生お触れになりました公害健康被害補償制度の方の改正というのは、方向を同一にしておる部分が多いわけでございます。では法律上どいうふうに関連しているのかという点でございまして、公害防止事業団事業懇談会申し上げておりますように、幾つかの事項を追加し、また幾つかの事項は整理といいますかスクランブルの問題もあるということで申し上げましたが、その中で追加する、事業団が新たに行うこととなる事業の一つに都市大気汚染対策緑地整備事業、番号順に法律で書いてございますので俗に新三号業務と申しておりますが、これにつきましては、公健法の第一種地域のあり方に関する中公審の答申をも踏まえまして、大都市における大気汚染対策として緑地整備事業を推進しようという考え方でございますので、その意味では同じ方向で進めていくという部分で関連があるわけでございまます。

その関係での改正の案文がございまして、具体的に言いますと、この事業団法の改正案の附則におきまして公害健康被害補償法の一部改正を行いましたけれども、この両者、二つの制度はございませんけれども、ぜひと方で大気汚染対策としての緑地整備を強力に推進させていただきたいと思っておるわけでございます。

まして、新しい改正後の公害健康被害補償予防協会と申しますが、この補償予防協会の方から事業団に対して、大気汚染対策としての緑地を整備することに對して助成金を入れることができるといふふうにあります。この部分のことを御指摘かと存じますので御説明申し上げた次第でござります。

○金子(み)委員 わかつたようなわからないよう

な気がするんです。聞き方が悪いのかもしれません、そこ辺がちょっとほつきりしないのですね。都市型公害を防止するということに対しても、それから先生お触れになりました公害健康被害補償制度について、同じ基盤に立つて物を考えているんだといふふうにそれなくはないのです。そう

いう同じ考え方でやっているんだということなの

であります。ですから、もしその財源が入ってこな

なことだらうと思うわけですけれども、このことは大変重要な事業なんでぜひ実現されたいという

ことだと思いますが、これは公健法とすごくかかわっているのですね。公健法改正の見返りとしての基金の一部の財源がここへ入ってくる、そうで

しょう。ですから、もしその財源が入ってこな

かつたらできないことになるんじゃないかなといふふうに私は思ったのですよ。ですから、言葉を

かえて言えば、公健法が政府がお考えのように一

〇〇%成立すれば実現できるかも知れないけれども、そうでもなかつたときにはどうなるんだろうと

いう不安を持つたのです。それでお尋ねしたので

すけれども、それはどうなりますか、そうなった

ことがあります。今御説明がありましたよう

な問題だと思います。今御説明がありましたよう

なことだらうと思うわけですが、このこと

玉になつてゐるわけですね。これが今度の新しい事業の目

標に對して助成金を入れることができるとい

うような改正を行うこととしておるわけでござります。この部分のことを御指摘かと存じますので

御説明申し上げた次第でござります。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問の趣旨にぴたり合っているかどうかちょっとあれでございますけれども、どういう関係にあるかと申しますと、まず大きな意味では、国民の健康を守りまた環境を保全していくという意味合いで、今回のこの事業団法の改正、それから先生お触れになりました公害健康被害補償制度の方の改正というのは、方向を同一にしておる部分が多いわけでございます。では法律上どいうふうに関連しているのかという点でございまして、公害防止事業団事業懇談会申し上げておりますように、幾つかの事項を追加し、また幾つかの事項は整理といいますかスクランブルの問題もあるということで申し上げましたが、その中で追加する、事業団が新たに行うこととなる事業の一つに都市大気汚染対策緑地整備事業、番号順に法律で書いてございますので俗に新三号業務と申しておりますが、これにつきましては、公健法の第一種地域のあり方に關する中公審の答申をも踏まえまして、大都市における大気汚染対策として緑地整備事業を推進しようという考え方でございまして、それから関係省庁の御協力も得まして、大都会地における大気汚染防止のための緑地を整備していくという事業はもちろん新規事業として入れておりますし、それはやつていただけるわけでござりますし、それはやつていただけるわけでござりますし、やらなければならぬことでございます。ただ、先生がおつしやいましたように片一方なかつたらというようなことは、これはなかなか考えにくくと申しますか考えたくないと申しますが、ということでおつしやいました。ぜひとも両法案とも成立させていただいてということでおつしやいます。しかし、法律論として、制度的な仕組みとい

しましては事業団法の改正がまず肝要でございまして、ここで事業団にそういう都市における大気汚染対策緑地を整備していくという新しい事業ができる、こういう能力があるということがまず根本であるということは、もう制度として当然そ

うでございます。それにもう一つ、お金も投入す

ることができます。それと申しますと、この事業団法の改正案の附則に

それができるようにしてより強力な対策になる

ようになります。こういうふうに制度的には御説明申し上

げるべきかと存じます。

○金子(み)委員 二つの法案を関連づけて提案していらっしゃるからには、二つともに成立させてもらわないことは話にならぬというのが、言葉になりますが、金だけの問題だとすれば、これは別途おんじやないかなと私は推察をしているわけなんですが、お金だけの問題だとすれば、そういうお考えななりませんでなければ、そういうお考えなお金用意することはできますよね。何も公害法からのお金でなければならぬということはないと思うのですね。だから、そうなるとまたちょっと話は違ってくると私は思うのです。しかし、この問題ばかりいつまでも詰めていてもあれでしようからやめることにいたしますけれども、両方の法案の関連というものもう少し密接、細やかにと申しますが、そして厳格にきちつと決めておかれた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを申し上げておきます。

きりしているのですけれども、それはどうなんですか。(陸)政府委員 さらにお答え申し上げますが、沿道対策という言葉は中公審答申そのものにはないと存じます。趣旨としてはもちろんそういうものが頭にはおりになつたかと思いますが、大気でございますので、それだけではないわけでござりますので、たしかそういう言葉は入つてないと思います。

それから、そのことは別といたしましても、なぜ言葉の使い方が違つたか。私ども緩衝地、緩衝地と俗には言つてもおりますが、これは緑地であるというだけのことでございまして、大気汚染防止対策緑地という面も当然持つておるわけでございまして、緩衝という言葉にもそういう意味合いがあるわけでござりますので、特段の意味合いで持つて使い分けたわけではございません。

○金子(み)委員 わかりました。

福利施設建設事業というのがありますね。これの問題でお尋ねしたいのですが、従来環境庁が監督官庁となつて行つてこられたグリーンベルト事業というのがござりますね。これが今度は改正になりますと、第三号大気汚染防止緑地と入れかわる感じになつてそつちに入つてきますね。そしてこの度は、その事業の所管が建設省になつてます。新しい事業としてこれが建設省になつていく、私はその点でお尋ねしたいのです、ちょっとわかりにくいのですから。

専管という言葉を使うのだそうですが、専門に管理するに申しますが、監督官庁として建設省が単独で申しますが、この事業について責任を持つということなんであろうかなというふうに思つわけですけれども、ちょっとわからないのは、大気汚染防止をするための緑地であつて、かつ公健法ともリンクしている事業ですけれども、なぜ建設省の仕事にしなければならないのかという点が非常に腑に落ちないわけです。都市公園は建設省の仕事だというふうに伺つております。そうす

ると、都市公園を担当する建設省は、都市を美化するとかあるいは緑地帯にするとか、そういうことはないかということはございませんでした。それが目的で行われるんだと思ひますが、環境庁の場合は、単なる美化の問題じゃなくて公害防止といふのが中心に据えられてなければいけないわけですね。そうすると、目的が違うわけですね。違うから、今度建設省にこの事業が移管されるということは、公害防止事業が弱体化されると申しますか、後退化されるというふうにでも解釈していいのでしょうか。専ら都市公園としての建設省の目的に一致したような形にこれが行われにくということになるのかなと思って、非常に不思議だと思うのです。それは違えば違うとおしゃつて教えてください。私はそういうふうにならぬじやないかなと大変に心配するわけでござります。

ですから、都市の美化を優先させるのか、公害防止を優先させるのかと、いうふうな疑問を私は持つわけなんですが、そういう疑問の持ち方をしてはいけないのかどうか、何で建設省がこれを専管しなければならないのかということに対し、納得のいく御答弁をいただきたい。

○加藤(陸)政府委員 なかなかこの辺、行政庁の仕事の枠組みのお話でござりますので、ちょっと複雑な感触を持たれるのは申しわけないことだと存じますが、まず大前提として先生に申し上げておきたいのでございますが、従来からいわゆる緩衝地としてやっております、従来事業と俗に申しておりますけれども、これは従来のままの枠組みで依然として続けてまいります。それで、今回新たにつける部分の問題だけが建設大臣との関係では出でてくるというふうにまず基本は御理解いただきたいと存じます。

それから二番目に、現実にでき上ります都市公園というものは、いろんな効用といいますか目的があわせ持つわけでございまして、どちらから見たら美化、どちらから見たら大気対策というような区分にはなかなかない、またそういう必要な実態のものであることはもう御理解いた

だけだと思います。何か移つてしまつて後退するのではないかということはございませんでした。従来のものは従来の姿きちんとやつていく。さらに加えて、都市における特に指定地域を基盤にした部分に絡むわけでございますが、そういう特別な地域において大気汚染対策としてさらに強力に推進する部分について建設大臣の関係とかといふものを、つまり建設大臣の強力な推進力を得て進めています。したがつて教えてください。私はそういうふうにないかなと大変に心配するわけでござります。

なお、現在やつておる緩衝地は、別に大都市だけとは限らないわけでございますので、念のため申し添えておきます。もっと広いほかの部分もあるわけでございます。

○金子(み)委員 この問題について事務局の御説明をあらかじめ伺いましたときに、監督官庁としては、事業の監督は建設省がするけれども、財政的監督は環境庁がやるんだ、こういう話を伺いましたから、そうだとすると、これは明らかに共管なんですね。決して専管じゃないと私なんかは思います。役所の用語ではそういうふうになるのかどうか知りませんが、殊に財政を握っているとすれば、お金は出してあげるからどうぞそつちでしつかりやつてくださいみたいな感じになるのを思ひます。

○加藤(陸)政府委員 はなかなめども、財政的に監督は環境庁がやるんだ、こういう話を伺いましたから、そうだとすると、これは明らかに共管なんですね。決して専管じゃないと私なんかは思います。役所の用語ではそういうふうになるのかどうか知りませんが、殊に財政を握っているとすれば、お金は出してあげるからどうぞそつちでしつかりやつてくださいみたいな感じになるのを思ひます。

○金子(み)委員 はなかなめども、財政的に監督は環境庁がやるんだ、こういう話を伺いましたから、そうだとすると、これは明らかに共管なんですね。決して専管じゃないと私なんかは思います。役所の用語ではそういうふうになるのかどうか知りませんが、殊に財政を握っているとすれば、お金は出してあげるからどうぞそつちでしつかりやつてくださいみたいな感じになるのを思ひます。

ただ、それはそうでございますが、この事業を実施していくのは、建設大臣の方の補助金も得て事業団が行つてまいります。すると事業団が行っていく段階では、もちろんこれは事業団の財務及び管理の中でやつていくわけでございますので、事業団の総括監督者であり責任者である環境庁長官において取り仕切つていくという關係になるわけでございますが、そういうものをおわせると、財源は、先ほど来申し上げておりますようにいろいろなところから集まるもの、最後は地方自治体の方から償還していただくのも将来の財源になりますが、そういうものをおわせて、両々相まっていくということになるかと思います。

なお、現在やつておる緩衝地は、別に大都市だけとは限らないわけでございますので、念のため申し添えておきます。もっと広いほかの部分もあるわけでございます。

○金子(み)委員 この問題について事務局の御説明をあらかじめ伺いましたときに、監督官庁としては、事業の監督は建設省がするけれども、財政的監督は環境庁がやるんだ、こういう話を伺いましたから、そうだとすると、これは明らかに共管なんですね。決して専管じゃないと私なんかは思います。役所の用語ではそういうふうになるのかどうか知りませんが、殊に財政を握っているとすれば、お金は出してあげるからどうぞそつちでしつかりやつてくださいみたいな感じになるのを思ひます。

○加藤(陸)政府委員 今の御質問の点は、いわゆる役所流の言葉の使い方のお話でござりますので、新たにつける部分の問題だけが建設大臣との関係では出でてくるというふうにまず基本は御理解いただきたいと存じます。

それから二番目に、現実にでき上ります都市公園というものは、いろんな効用といいますか目的があわせ持つわけでございまして、どちらから見たら美化、どちらから見たら大気対策というよ

うな区分にはなかなかない、またそういう必

要もない実態のものであることはもう御理解いた

なります。

これは、すべての地域の自然公園が過度の利用

になつてゐるといふわけではございませんが、いわゆる有名観光地となつておる地域、具体的にこそうだと決めておるところと問題かもしけませんが、非常に有名な尾瀬でござりますとか上高地、十和田とかいろいろございます。その中でも全部がそうだというわけではございません、特定の地域でございますが、非常に利用度が多くなつてまいりますと、一番端的に申し上げると水生活型の生活雑排水、こうなるわけではございません、で、ある意味ではリゾート地域の最たるものでござりますが、そういう地域でも宿泊者あるいはキャンプを行う者がある時期に一点集中的に固まりますと、それ相応な設備を備えておりませんと相当問題が生じてくる。したがいまして、特定の地域においては特環下水道対策などをやつておるところも出てきておるぐらいなわけでござります。そこで、そういう公害の発生の防止を含めて適正な自然公園の利用を促進する。

それで、実は自然公園法の方で予定しております、ぜひ開発——開発という言葉は適切ではございません、利用を促進していくみたいなという地域は全国で数千カ所で、計画されておるが実行されていらないという非常にいい場所があるわけでございます。そういうところを積極的に利用を促進することによつて、一点にだけ集中するのではないかに拡散・分散していきたいという趣旨でござります。

すけれども、この法案を見ますと、この仕事は六十七年九月三十日でやめてしまうということになつてゐるのですね。五年先なんですよ。五年まではやつてもいいけれども、五年先になつたらやめます、こういうことなんですか、そこら辺がわからないのですね。五年たつたらもうそのことはだめになるであらうからやめてしまおう、こういうことなのか、五年たつた時点でも今と同じようなことはあるかもしれないけれどもこの事業はやめてしまうのだ、こういうことなのか。そのやめられるといふこととの理由がどうもはつきりわからぬ。なぜやめなければいけないのかということがなんです。時間がございませんから過去の実績なんかを一つ一つ伺つている暇がないのですけれども、お話をすれば非常に実績も上がつてきている、みんながそれを希望しているというのになぜそぞういうことをするのかというのがどうしてもわかりませんので、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

最後に、これは私どもとしてはある意味で非常につらいことでござりますけれども、しかしそうせねばならぬという問題、つまり全体的に行政改革の路線と申しますのはスクラップ・アンド・ビルトということをございますので、全体的にはあるところは整理し、あるところは大いに伸ばして将来さらに発展をいたしたい、こういうものでございますので、その辺を御理解賜りたいと存じます。

○金子(み)委員 今のお話ですと、スクラップ・アンド・ビルトのスクラップは非常にはつきりなさるようだけれども、ビルトの方がどれほどいつているのか、そのバランスの問題もまた伺いたいところですが、きょうは時間がありませんのでまたの機会にさせていただきます。

そういうことで、これに関連してもう一つわからぬのは、ではなぜ五年先と切ったのかということなんですね。それなら今すぐでもいいんじゃないか。五年間だけそのままにしておいて、許可しておいて、同じ仕事を続けることにして、五年先になつたらそこで切るというのがどうも理解できないわけですね。今やっていることが非常によくいっているし需要もあるから五年は続けましょう、そこで切りました、私はこういうことなのかなと思いますが、そうだとても五年と切つた理由がどうしてもわからないのです。これは何が別に理由があるのじやないですか。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

理由と言えば確かに理由があるわけでございまして、この関係の事業というのは土地造成でございますので、これは相当な準備期間を持ち、それから実行に入り、完成までにも相当な期間が必要だというある程度の期間にわたるものであるという点で、それを急にばつさりとやめることは業務的にもとてもできることではないということ、それと、現にある程度の需要があることは先生も御指摘のとおりでござりますし、私どもも承知しておりますが、事業団ともそゝはよく意思疎通いた

しておりますので、それは急にやめられるものでない。しかし、こういう表現をとっていいかどうかですが、しおびがたいのだけれども、新しい事業を伸ばしていくためには整理もせにやらぬ。もちろんほかの手法も残されではいるという中で進めてまいりますので、そこは一遍に切るということはいかぬので順次、つまり円滑に移行できるよう期間を置いたということでございまして、それなら今すぐやめてしまつたらということは、私どもとてもそんなことは考えておりませんし、もつと言えば、もうちょっとと続けながらスマーズにいかないかとというところでございます。が、これは政府としては行政改革の基本は踏まえなければならぬということをございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○金子・み委員 大変苦しそうですけれども、今最後の御答弁の中身では、結局行政改革だみたいて聞こえましたね。行政改革というのは何か至上命令みたいに受け取つていらっしゃるように思えるのですが、本来ならむだを省いていい仕事をしているものはどんどん伸ばしなさいというのが行政改革じゃないかなと私は素人考えで思いました。せつからよくやつてているのに切るなどというのはちょっとおかしいと思いますが、それを今ここで議論していると話の筋が変わりますからやめることにいたしますが、大変残念だと思っております。

・それからいま一つ、もう時間も余りなくなつたのですけれどもぜひ伺つておきたいと思いますことは、今まで環境庁が全面的に所管して進めてきた、横断的にはいろいろと関連があつたとは思いますけれども、この事業団に対して、今度は三つの役所が手を出すと申しますか監督官庁として横並びに並ぶ。こういう三分割というような格好になつて監督をすることになるわけなんです。これはおかしいということはだれもが思うかと思うのです。不思議だと思っておりますが、行革審の最終答申の中にも、特殊法人の活性化方策としては、国の監督や規制ができるだけ緩和するように指摘

しておられますね。そのことと何か逆行するんじゃないかなとすら思えるわけです。せっかくそう言われているのに、それに逆行して三つの役所が肩を並べて監督をするというのはどうも腑に落ちません。

これは監督官庁が三つにふえるということだけでもとどまらないで、これと関連して問題が起つてくるということなんです。それは何かと申しますたら、今まで小さながらも独立した法人として動いてきた、仕事をしてきたわけですね。円滑な運営を、支障を感じないで行つてきたんだけれども、もしこういうことになると人事の問題で、三つの役所からの出向人事というのが行われるだろうと思うのです。そうしますと、いわゆる事業団固有の職員、プロバーとも申しますが、この人たちの登用方針がおろそかにされることがないではないと懸念を持ちます。これは非常に大きな雇用不安ですよ。從来だつて公式ではないけれども、非公式に出向してきている人だつているわけですね。調べてみましたら、役員を除いて部長以下職員だけで四十三人か四十五人ぐらい、五十人足らずでとにかく小さい。その中でプロバーの人が十四人しかない。あとはみんな出向人事なんですね。そうすると、それは非公式なときですらこれだけになつていて、今度は公式に三つの役所が肩を並べて監督をするんだということになりますと、堂々と出向人事というものがふえるのじゃないだろうかという懸念を持つわけでござります。この点を非常に心配するのですが、こういうことはないということを断言していただけますか。そのような雇用不安は起こさないとおっしゃれるでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 相づながることですが、大きく分けて二つの面をおつしやつていただきたいと存じます。

前段の方でございますが、公式になつたからとかいふのは、それは一つの法律制度上の仕組みのお話でございますので、そんなに先生御心配にならぬよつた意味合いのことにはならないはずでござります。

いますが、御指摘でござりますので若干申し上げますと、この事業団は、環境庁ができる七、八年前からであります。そしてそのことは、ひつきよう環境行政が後退してしまことへつながつてくるというわけではございませんけれども、若い官庁ではそういう年配の人材もなかなかいないわけでござりますので、各省——そもそも環境庁は総合調整官庁でございますので、環境庁自身が各省庁から大いに有為な人材に御出向いただいて盛り上げていつておられるわけでござりますが、同じような姿があるのは先生おつしやるとおりでござります。それが今回改正によりましてえらく変わることはないと存じますし、そういうことではいけないとおっしゃる先生の御趣旨は十分踏まえてまいりたないと存じます。

それから最後にもう一点の方でございますが、事業団職員の内部登用は、徐々にといふことを言わざるを得ないのですが、進めてまいりておるところでござります。これは事業団の運営の問題でございますので、私から余り直に御答弁申し上げるのは差しさわりがあるかもしませんが、気持ちは申し上げさせていただきますと、まさに先生御指摘ございました点につきましては、今後とも人事管理の適正化を期するようよく御相談申し上げ、御希望を申し上げて遺漏のないようにしたいと存じますし、いわんや職員の皆さんの不安といふことでなしに、ますます事業団の事業をしっかりと隆盛に進めていくよう、元氣づけられるよう方策を十分勉強させていただきたいと思ひますので、御答弁申し上げます。

○金子(み)委員 終わります。ありがとうございます。

○林委員長 岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 この法案に関連をいたしまして、「近

年の都市・生活型公害の進展等公害に係る行政の主要課題の移行に適切に対応するため、公害防止事業団の業務を見直し」ということをこの前の所信表明のときにも触れておられたわけですが、率直に申し上げて、でき上がつて來た法律案を拝見いたしますと、大上段に振りかぶつたにしては何となく少しつぶみという感じがしないわけではございません。余りいい言葉ではございませんが、羊頭を揚げて狗肉を売るという言葉のように思われるわけでござります。いろいろな御苦労がありましたが、あなたが今御指摘をされたことは大体私も想像ができますけれども、大臣、この辺について、所信表明や提案理由の説明との関連で、この法案についてそれで満足していらっしゃるのかどうか。あなたが今御指摘をされたこの法案改正に関連をする前言葉といいましまよか、そのことにこたえられてるかどうか、あなたの認識をお聞かせいただきたいと思います。

○福村国務大臣 岩垂先生の羊頭を揚げて狗肉を売るな、ますその御指摘、御忠告を大切にしたい

役所の指導的立場に立つて連携を密にし、実効を上げるのではなくては今度の改正の意味はないと思います。そしてそのことは、ひつきよう環境行政が後退してしまことへつながつてくるという心配をするわけです。ですから、その点についての長官の御決意を伺わせていただいて、質問を終わらたいと思います。

○岩垂委員 私実は二、三年前に、名前は言いませんけれども環境庁の偉い人に、このままにしておくと事業団は行革の対象になりますよ、それは仕事をかなり削られる形で行革ということで進められない、環境庁がしっかりと主務で頑張りなさいという御激励を環境庁としては本当にありがたく胸に刻んで、今回の法改正の趣旨が十分に実現されるよう事業の推進に邁進していきたい、私もういうふうにかたく、ありがとうございます。

本当にありがとうございました。

○金子(み)委員 終わります。ありがとうございます。

○林委員長 岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 この法案に関連をいたしまして、「近

年の産業公害防止に果たした事業団の役割を評価しながらも、最近の窒素酸化物による大気汚染や湖沼など閉鎖性水域での水質汚濁、産業廃棄物対策、先端産業工場からの化学物質対策など新たな課題に対応するには現在の事業団では限界がある」ということを指摘して、一つとして先駆的なもの、二つとして公害の原因者が零細、不明確なもの、三つとして多額の資金が必要な事業、四つとして広域的に実施するものなどを提案をしていくわけでござります。それに関連して、具体例として空港や新幹線、道路周辺の緩衝地帯などの整備、生活雑排水処理施設の建設、採石場や廃棄物最終処分場の緑化など環境復元事業、快適環境づくりのための事業、身近な自然に接するための施設整備等を挙げているわけでござります。そして、特に公害防止事業団から環境事業団というものの変更する、そして名実ともに備わつたものにしていく必要があるという提言を行つておられます。

これと比べてみてということを私さつき申し上

げたのですが、懇談会を環境庁の諮問機関として設置して、そして提言をいただいたものが生かされていない。その点については環境庁はどのようにお考えになつていらっしゃるか御答弁をいただきたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のございましたように、公害防止事業団事業懇談会はいろいろな提言をしていただいていることは確かでございます。それらのことにつきましては私どもとしても、先生かねてから御指摘のように、将来に向かっていろいろなことを考へなければいかぬということを対応に努力はしまつたわけでござります。いろいろな案も持ちながら関係各省とも協議をし、政府部内で実現すべく努力をしてきておるわけでございますが、これはそれらのうち、事業団が行う事業として熟してきている度合いの問題、それから他省庁所管業務との関連性の問題、これはいろいろ難しいケースがあることは先生御理解いただけると存じますが、等々ございまして、まあ何とかというの是非常に弱い言い方になりますけれども、一生懸命に努力した中ではこれを実現しようということで打ち出し、かつ関係省庁、特に総務省それから財政当局とも理解を得られてここへまとめてた。やつとまとめたという感じは否めませんけれども、そういうことでござりますので、御理解は賜りたいと存するわけでござります。

○岩垂委員 いろいろ折衝の過程で御苦労なつたことはおよそ見当がつくのですが、どこが削られたんですか、どこが生きたんですか、はつきりしてください。

○加藤(陸)政府委員 いろいろな事項があるかと存じますが、なるべくポイントだけにとどめますけれども、例えば熱度と先ほど申し上げましたが、今直ちに実施すべきであるほどの熱度に達していないものの例として、例えば身近な自然保全事業という表現をとつておられます、それから快適環境整備事業といったようなものもござります。それ以外にも空港等の例もおつしやいました

が、これは例の空港周辺整備の問題等ございまして、私ども、これらは現時点で対応はできなかつたということでおざいます。

○岩垂委員 今加藤さんおつしやった身近な自然環境庁としては大変残念だと率直に思つていて私は思うのです。空港の問題だつてほつておいでいという代物じゃないのです。私は川崎なんですけれども、羽田空港の問題、国会議員に当選してから十五年間そんなことばかりやってきたんですが、まさに熟度からいえば優先順位があるのです。何となく公健法の手直しのため受け皿をつくつた、それが熟度の最もレベルの高いものだという感じであります。まあそれは私の誤解であればそれでいいんですが、環境庁としては今熟度の順番、私は順番を言いません。しかし今言つたような仕事を今後とも事業団がやっていくために努力をする、関係各省との交渉を含めて努力をする、そういう姿勢がおありになるのかないのか、そこが私は事業団に対応する環境庁の姿勢の問題だと思うのです。それはバロメーターだと私は思います。これからもそういう事業をつけて加えていくために努力をするという明確な御答弁を、環境庁の方針に基づいて私は質問しているんですから、いただきたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 先生おつしやいますとおり、事業団として具体的に進める母体として事業団というのは一番適切な機能を持ついらっしゃるわけですから、その辺はやはり胸を張つてきちらと要求し、努力をしていくという態度をとつていただきたい。今局長の御答弁をいただきましたから、そのことに余り固執をするつもりはございませんが、環境行政のレーンデーラルだとうぐらに気持ちで頑張つていただきたいというふうに思うのです。

先ほど金子先生のやりとりの中であつと伺つていた点で、あるいは重複するかもしれません、できるだけ重複をしないようにお尋ねをします。大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地という問題について、加藤さん、御丁寧に御答弁はいたでいるけれども、どうもまだ十分に私にはわからぬ。内容としてどんなものをお考えになつておられるのか、それから費用の負担はどんなことになるのか、短い答弁で結構ですか……。

○岩垂委員 通らないというようなことを前提に答えるというのも酷な話だと思います。時間的ずれが生まれたり、実際問題として法律の施行の時期がおくれたり、あるいは私どもが頑張つて成立を見なかつたときのことも考えてみると、そことは念頭に置かなくていいというわけにはいかないけれども、それがないからといってこの仕事が全然手がつかないものではないというふうに理解していいのですか。

○加藤(陸)政府委員 純粹に法律論といいますか、制度論だけで今のような仮定のことについてお答えするとすればそのとおりでござります。絶対にできないものではないのではないかと言わればそういうことでございますが、これは財源の関係も事業執行の非常に重要なポイントになるわけでござりますので、それは両方で実行していくのがふさわしいものであり、そうしなければならないものだというふうにお答え申し上げます。

○岩垂委員 そういうことになると、いろいろこ

の法案に対する扱いも考えなければならぬことがありますから、あなたの願望はあなたの願望として私は承つておきたいと思うのです。

「都市公園となるべきもの」となつておるのですけれども、何で都市公園でなければいけないの

りに想像をします。だけれども、アメニティー構想などというのは、いわば環境行政の目玉ですね。私、最初は舌をかむような言葉だと言つたこともありますけれども、それはそれとして、言葉としてもある程度定着をしてきている。そういう目玉の行政を具体的に進める母体として事業団というのは一番適切な機能を持ついらっしゃるわけですから、その辺はやはり胸を張つてきちんと要求し、努力をしていくという態度をとつていただきたい。今局長の御答弁をいただきましたから、そのことに余り固執をするつもりはございませんが、環境行政のレーンデーラルだとうぐらに気持ちで頑張つていただきたいというふうに思うのです。

○岩垂委員 都市公園の補助率というの

りに見当がつくのですが、基金からの助成金という

ものも入れて推進していきたいという構想のものでござります。

○岩垂委員 都市公園の補助率というの

りに見当がつくのですが、基金の補助率の割合と

いうようなものはお考えになつていらっしゃるの

ですか。

○岩垂委員 都市公園となるべきものとなつておるので

すけれども、何で都市公園でなければいけないの

ですか。

○加藤(陸)政府委員 これは都市における緑地、都市公園の定義はそういうことになつておるわけでござりますので、都市における緑地はすべて都市公園といふ定義で把握されておるわけでござります。それでそういう表現になつておるわけでございますが、「なるべきもの」という点でございまさと、これはでき上りが建設護波をいたしますと法律上の都市公園になるという意味合いでござります。通常そういう表現をとつておるはすでございます。

○岩垂委員 都市公園といふふうに言つて、建設をかませてということだらうと思うのですが、例えばグリーンベルトや、あなたがさつきちよつと金子先生に御答弁になつていましたが、沿道の緩衝緑地みたいなものは公園に入らぬものもありまわな。そういうのはどういうことですか。

○加藤(陸)政府委員 おつしやるとおりでござります。

○岩垂委員 だから、それはその中に入るというふうに理解していいのですか、入らないといふふうに理解していいのですか、この対象として。

○加藤(陸)政府委員 これは制度上の仕切りでござりますけれども、道路の領域といいますか、道路のために横にベルトのような状況の狭い緑地帯のようなものもございますが、これは都市公園には入りません。

○岩垂委員 そうすると、一定の規模の都市公園でなければ、大気汚染による公害を防止するためには設置することが必要な緑地中には入らないということですね。どうもやはり線の引き方がおかしくなりますよね。目的を掲げて、それに実際に対応する施策といふものと、片方では都市公園という枠組みの中では除外していくといふことになつてしまつて、現実問題として。

そこはこれ以上追及してもどうにもならぬと思ひますか、第一、大気汚染公害を防止するための緑地、第二、それはすべてではないにしても、公健法の改正による金が入る事業といふこと、どつち

から見ても、これは環境庁長官が全く関与しないという代物ではないと思う。建設大臣やあるいは通産大臣が所管をするという形はどうもおかしい

と私は思うのですけれども、その辺は環境庁長官の見識において御答弁をいただきたい。

○加藤(陸)政府委員 お答えを申し上げます。

建設大臣と環境庁長官の仕事の分担、割り振りと云うのは設置法で決まつてきておるわけでござります。そこでまず都市公園でござりますが、都市公園の業務というのは、法律上明確に、建設省設置法に基づきまして建設大臣を主務大臣といいます。

こととなつておるわけでございまして、いわばそういう業務は建設大臣の監督のもとに行われるべきであるということから、建設大臣の所管となるを得ないわけでござります。

なお先生おつしやいました大気汚染対策という

ようなこと、これは制度的な割り切りといたしますとしても、建設省のみならず運輸大臣におかれましても、それの担当業務について、そういう大気污染防治

は、当然それを最終的目的にしながら業務を行うべきことは先生御案内とのおりでござりますの

で、だからといってこれはすべて環境庁長官でな

ければならないということにはならないわけでござります。ただ基金の関係でまいりますと、その

限りにおきましては、もちろん基金の所管大臣は

環境庁長官及び通商産業大臣と現になつておるわけでございまして、そちらの関係でお金をどうこ

うという点につきましてはもちろん環境庁長官が

タッチしておるわけでござります。

○加藤(陸)政府委員 御質問のありました附帯決議、当然に現在も生きておりますし、その趣旨を体して進むべきものと考えております。

○岩垂委員 この事業団法といふも環境行政の重要な一環でござります。したがつて、この事業団法の運営などについても可能な限り環境庁が主体して進むべきものと考えております。

○岩垂委員 加藤さん、御答弁が詰まるようになります。申し添えさせていただきます。

○岩垂委員 おつしやるとおりでございまして、その趣旨を体して努力してまいります。

○加藤(陸)政府委員 先生のおつしやるとおりでございまして、その趣旨を体して努力してまいります。

○加藤(陸)政府委員 設置法といふことでございまして、その趣旨を体して努力してまいります。

○加藤(陸)政府委員 お答えを申し上げます。

環境庁長官となつていたものが全部主務大臣といつて、ところに切りかえられているわけでござります。

環境庁は基本的に総合調整役、それから通産大臣が所管するという形はどうもおかしいと私は思うのですけれども、その辺は環境庁長官は申しわけないけれども、環境庁長官が責任を持つて進めてきた環境行政と言われるその責任の重さを、何か通産も建設も物が言えて、それらに

ついてくちばしをくちばしという言葉は余り

いい言葉じやございませんけれども、入れていくだけます。

○加藤(陸)政府委員 先生のおつしやいます意を

体して頑張つてまいりたいと思います。

○岩垂委員 私どもは、環境庁設置法を審議したときには余り長い文章で読み上げますが、

政府は、環境庁の機能が十全に発揮できるよう予算、定員、人材確保に万全の配慮を加え、また、その運営に当つては実態把握に基づいて、

環境基準及び排出基準の設定等の適正その他公

害行政の強力な推進を期すとともに、できうる限りすみやかに、環境保全行政のより完全な

一元化が可能となるよう今後さらに環境庁の機

構、権限に検討を加え、その実現に格段の努力

を払うべきである。

この附帯決議は今日も生きているというように、

当然のことでございますが、御答弁いただけますか。

○岩垂委員 それは加藤さん、重大な発言ですよ。

環境庁設置法の審議の採決に当たつての附帯決議

です。私がなぜそんなことを言ったかというと、

「環境保全行政のより完全な一元化が可能となる

よう今後さらに環境庁の機構、権限に検討を加え、

その実現に格段の努力を払うべきである」とい

う注文を国会が全体の意思でつけているのです。

よ。それをいろいろ多岐多面にわたりますので、

いろいろありますのでといつよくなことを言われ

たのでは決議の趣旨に反することになる。決議の

筋道は、あなたは今日も生きているとおつしやつた。しかも環境保全行政の一環として事業団法があ

る。だとすれば、そのための努力をしていくと

いうことを素直にお答えになつたらどうですか。

あつちこつち脱線したらかえつてそれは問題にな

りますよ。明確に答えてください。

○加藤(陸)政府委員 先生のおつしやるとおりでございまして、その趣旨を体して努力してまいります。

○岩垂委員 その次に、自然公園の制限のための

複合施設の問題について、私、幾つか想定をしながら質問をするのでお答えいただきたいと思いまですが、大体どんな状況を想定していらっしゃるのですかということを聞きたいのです。

と申しますのは、利用の適正化というのは必要があることは確かにわかるけれども、その対策としていいますと、環境庁といふのはマイカーの規制だと他の地域への誘導などを進めてきたわけでしょう。例えば上高地そうでしょう。あるいは今私が指摘したいのは尾瀬ですよ。上越新幹線が通るようになってから大変お客様さんが大勢入って、尾瀬の環境破壊の中一番大きいのはやはりたくさん入り過ぎていることです。そういうものを分散するというのでしょうか。それが環境行政のこれまでの方針でしょう。それを何か公害を防止するため、利用のための複合化というのだけれども、何をお考えになつていらっしゃるのだろうかということをおつしやいました。まさにそれがねらいでございます。といいますのは、過度に集中しておりますと、もちろんその利用規制ということもこれまた言つてなかなか難しいことでございますので、やはり誘導を含めながら分散していくというねらいで行うものでございます。ただ、なぜ分散しなければならないか、それは過度の集中によって公害現象が起るから分散させなければならぬのだという論理になつておるわけでございます。

○岩垂委員 だから、分散をすることと、今あなたから答弁をいただいたことと複合施設をつくつて云々ということをちょっと例示してくれませんか。例えば上高地の場合は、入域規制をすればマイカーの駐車場を一体どうするかという議論になつてくるでしょう。尾瀬も同じですよ。これはマイカーとはちょっと違つてあるけれども、建物を、あの中のコテージやホテルをすぐよそへのけといったって無理な話だらうと思うが、

外へ出さないことにはあそこはよくなりません。そういう場合のことを複合施設というふうに想定しているのかどうか、その例示を二、三言つてくれないと私は申し上げていいのです。

○加藤(陸)政府委員 御説明申し上げます。

この分散といふのは、上高地、尾瀬に集中してそこで困った問題が起つておるので、上高地、尾瀬を直ちにどうこうするのではなく、そういう利用集中をほかの、具体的に申し上げますと、例え山形の鳥海山なりなんなりの公園のところに非常に立派な適地がある、公園計画がつくられておつて、かつ未利用といふか未実行という利用場所がある、そこへ適正な施設を整備すればそちらの方へ相当数、一ヵ所だけではだめかもしれないが、利用が分散する、こういう考え方でございます。

その場合、そこへつくる施設は、単に宿舎なら宿舎を一つつくる、あるいはスキー場ならスキー場を一つつくるということでは困ります。それはどういう施設かはいろいろなケースがござりますけれども、そういうものをつくる場合にも、幾つか施設があつていいわけですが、一番要件としてござります。

考えておりますのは、新しくつくたところでまだ、なぜ分散しなければならないか、それは過度の集中によって公害現象が起るから分散させなければならないのだという論理になつておるわけでございます。

○岩垂委員 だから、分散をすることと、今あなたから答弁をいただいたことと複合施設をつくつて云々ということをちょっと例示してくれませんか。例えば上高地の場合は、入域規制をすれば、マイカーの駐車場を一体どうするかという議論になつてくるでしょう。尾瀬も同じですよ。こ

が今大事ですよということを私はあえて言いたいのです。

○加藤(陸)政府委員 そこで申し上げたい。先ほど金子先生はリゾート法案との関連、ほかの先生もおつしやっていた

が、これは率直に言うと民活の導入という部分が多いわけですよ、国定公園や国立公園にすると、

それは言つては悪いけれども、今言つた自然の生態系をどうするとか、孫子の代までというような

発想よりも、生態系を優先して施設をつくつてい

くという面で言つと、やはりある程度公的な機関がその環境全体に対して責任を持つて施設もつ

くついくということにしなかつたら、安からう

悪かろうと言つもりはございませんが、そういう意味では競争できないのですよ。やはり環境行政の一環として公園のことをまず考えて、その上

で施設を建てる。そうするとどんな建物が建つか

ということになれば、多少お金もかかるでしょ。

そういうことではなくて、今のリゾート法案みた

い形で利用の適正化をあなたのような考え方で進めていけば——いや、あなたのようなとは言わ

ないけれども、大勢来た方がいいよという発想で

いけば、これは安からうというふうに言つちや悪

いけれども、粗製乱造という嫌いもなきにしもあ

らず。そうすると競争の条件が全然違つちやうわ

けです。私はせめて、主題に掲げた「自然公園の利

用のための」というふうに言つちや悪

いけれども、粗製乱造という嫌いもなきにしもあ



「東京湾横断道路環境影響評価準備書に対する  
二、申立て書類の書類を交付する

意見」という御奈川県知事からの書類を受け取  
ておられると思うのですが、私もう時間がござい  
ませんから細かくは申しませんが、この中に「工  
事に係るもの」設置、供用に係るもの、「それから  
「水質汚濁」などを含めて具体的に指摘をしてござ  
ります。「廃棄物」の問題もございます。それら  
について誠意を持って県の指摘あるいは川崎市當  
局の、横浜も含まれていますが、指摘に対しても  
たえていくというお約束をできますか。

O 岩垂委員、きょう、本當は細かく一つ一つ指摘をしたかったのですけれども、その次に、「東京湾横断道路船舶航行調査報告書」、日本道路公団が去年、法案が成立した後、六十一年六月という年月日が入っておりますが、これを見て少々びっくりしたことのあるのです。というのは、アセスの中にはいわゆる航行安全という点については触れていらない面もあるのですから、私はこの間半日かかって東京湾全部見てきました。それで、この

提出されたばかりでございます。この知事の意見の内容につきましては、今御指摘ございましたように「大気汚染 騒音 振動 水質汚濁 地盤沈下 海域生物 廃棄物 景観、レクリエーション資源 安全」等についての意見が述べられております。

知事の意見の個々の項目は、きまつては、今後これら意見に対する事業者、公団側の見解を含めて環境影響評価書を作成し、公告、縦覧するなどいたしております。事業の実施に当たりましては、ただいま御指摘ございましたが、神奈川県知事の意見の趣旨を十分に踏まえて、関係機関の連携、協力を得て適切な環境対策を講じ、環境へ

〇岩垂委員 神奈川県も川崎市もアセスメント条例があるのです。この事案というものは県、市のアセスメント条例に実は該当しないわけです。国の中要綱なんです。要綱と条例とはかなりの違いがござります。しかし、県民の立場から見るとそれを受けとめるのは一つでござります。そういう意味で県が指摘をし、その中には川崎や横浜なんかのいわば環境影響評価に対する一つの方向というものが出ていますからこれを守つていただきたい、当然のことだと私は思います、御答弁いただけますか。

たしますが、御趣旨、十分わきまえまして努力をしてまいりたいと思います。

○岩垂委員 きょう、本當は細かく一つ一つ指摘をしたかったのですけれども、その次に、「東京湾横断道路船舶航行調査報告書」、日本道路公団が去年、法案が成立した後、六十一年六月という年月日が入っておりますが、これを見て少々びっくりしたことがあるのです。というのは、アセスの中にはいわゆる航行安全という点については触れていらない面もあるのですから、私はこの間半日かかって東京湾全部見てきました。それで、この中にも指摘してあるのですが、锚地の問題は基本的な問題で、このおかげで下へ潜ったのだろうと思いますが、それは私も指摘してきたことがござりますけれども、それはそれとして、「横断道路による影響」の中で、例えば「横断道路計画線周辺海域は台風来襲時等荒天にあっての船舶の安全確保に必要な避泊地の一部となっている。横断道路の建設は、この避泊地を失うこととなる。また、横断道路が建設されれば、それによつて周辺海域での避泊操船も影響を受けることが予想される。」というふうな文章がある。これは私は数字も挙げてもいいのですが、時間がございませんので、この指摘にとどめます。

それから、海難に対する横断道路の影響の中に「①人工島や換気塔及び橋脚との衝突 航行中の船舶の衝突や強風等による漂流船舶の衝突等の発生のおそれがある。②周辺での船舶間の衝突船舶交通流の変化や死角の発生により、特に川崎寄り水域では、」私の選挙区でございますが、「船舶間の衝突が増加するおそれがある。」あとたくさんございますけれども、もう読みません。安全対してどうおこたえいたくつもりか、その作業の過程を御答弁いただきたい。

○鷹見参考人 今先生御指摘のことが書かれてお

りますが、道路公団といたしましては、五十三年度から学識経験者及び関係団体の協力のもとに、東京湾横断道路海上交通安全調査委員会というものをつくりまして、現在も検討をいろいろとやつていただいております。この中で対策の基本的な考え方は出ておりますが、避泊につきましてはまだ若干の検討が残っておりますけれども、なお検討を重ねていただきまして、この委員会の詳細かつ具体的な調査結果を踏まえつつ安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○岩垂委員 そのような結論が出ない限りは着工には至らないというふうに考えてよろしくうございますか、不安は依然としてあるわけでございまでので。

○瀧津参考人 着工までには委員会の結論を得、対策を講じてから着工いたしたいと考えております。

の参考書も本當のことと申し「」していな  
不安があるのです。きょうもいろいろ聞きたいこ  
とがあつたのですが、時間がなくなりました。  
最後に、厚生省お見えでござりますので、せつ  
かく来ていただいて質問をしなければ申しわけな  
いと思ひますので、一分か二分で結構でございま  
すから委員各位の御理解をいただきたいと思いま  
す。

廃棄物の問題は白書もかなり深刻に取り上げておられます。今どんな認識に立っているのか、国・地方公共団体を含めて積極的な対応が必要だとうことも感ずるわけですが、この点。それから、これは加藤さんになえて御答弁をいただきたいのですが、事業団と廃棄物対策との関連というようなこともちよつと御答弁をいただきたいと思います。それから、もしあ願いができるば、私がかねてから取り上げてきたアベストの問題も御答弁がいただけたらありがたいと思います。

○加藤説明員 まず、廃棄物でございます。廃棄物は、先生御案内のとおり一般廃棄物、産業廃棄物と大きく二つに分かれています。

一般廃棄物で申しますと、市町村が主体になりますが、

まして処理をいたしておるわけでござりますけれども、最近では立派なアメニティー施設といったもののを目指し、また運営に当たりましても、公害やあるいは付近住民に生活環境保全上の問題を起さきないように一生懸命やっておるわけでございまして、個々の自治体では多少の問題はいろいろあるわけでございますが、全体的に見て各界の御努力によりまして順調に進んでいるかというふうに見ております。

一方、産業廃棄物につきましては、白書でも御指摘いただいておりますけれども、まことに遺憾ながら不法投棄は後を絶たないという状況でございまして、厚生省いたしましては、産業廃棄物対策を一層推進するというのが非常に大きな課題というふうに心得ております。

それから、事業団との関係でございますが、事業団が産業廃棄物に大変融資をしてくださつておるわけでござります。六十一年度でございますと、事業団が融資した額の中で約六割、たしか五七%ぐらいが産業廃棄物関係ということでおざいまして、私どもから見ますと公害防止事業団に非常にお世話をなつている、また事業団から見れば産業廃棄物関係は大きいわばお得意になつてゐる、こういう関係かと思つております。今後大阪湾やフエンツクスのプロジェクトが進んでまいりますとますます事業団の融資に負うところが出てまいりますので、お互いに非常に補完し合う関係というふうに考えております。

さらに事業団との関係でもう一点申し上げますと、私ども厚生省で浄化槽につきまして補助制度をつくておりますが、事業団も新たに融資制度をやろうとしておられまして、これもまた補完関係にならうかというふうに考えております。

それから、最後に、アスベストについてお尋ねがあつたかと思いますが、アスベストにつきましては私ども先生からもたびたび指摘を受けて、それから特に横須賀におきます米軍基地からのアスベスト問題等御指摘いただきまして、強い御懸念の表明がございました。御指摘を受けまして早

速いろいろと調査をし、その調査結果につきましては先生にも御報告申し上げているつもりでござりますけれども、幸いにいたしまして環境汚染という問題は回避できたかというふうに思つております。ただし、アスベストは非常に有害な物質であることには間違ひございませんので、厚生省といいたしましては、引き続きこの問題について十分に調査をし、必要ならば関係自治体にも十分に注意を促していかたい、そんなふうに思つております。

○岩垂委員 最後に、環境庁長官は手持ちぶさたで座つておられるようですが、から御答弁をいただきたいと思うのですが、白書が出ました。特に今度の、こどしの白書は一つに焦点を絞つています。そして、それは東京湾にもビントが合っています。東京湾に対する埋め立てなどを含めたさまざまのプランが各省庁で打ち上げられています。しかし、こんなものが実現をしていったら東京湾はなくなってしまいます。そういう意味では環境庁がこれらの問題について対策を示すべきときが来ています。このように思いますし、とりわけ四全総などに白書の趣旨がどのように生きかれていくのか、その辺について長官としてのお仕事あるいは御決意というものをこの際お尋ねしておきたいと思います。

○鶴村国務大臣 東京湾の開発問題につきましては、環境庁としてもこれは重大な関心を持っておりますし、環境の保全が十分図られますよう、今までの御指摘を尊重して、頑張りたいと思います。

○岩垂委員 以上で終わります。

○林委員長 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
公害防止事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。春田重昭君。

○春田委員 今回の公害防止事業団法の改正に当

たりまして、事業団とかかわりのあります企業、特に中小企業でございますが、また国民にとってどんなメリットがあるのか、まずこれをお答えいただきたいと思うのです。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。国民のメリットの問題でござります。

この事業団は、昭和四十年に設立されて以来産業公害対策としての助成措置を行つて、その推進が生じてきており、これへの対応が急務となつておるというベースがござります。

今回の改正は、昨年六月の行革審答申を踏まえ、申し上げましたような公害防止行政の課題移行にも対応いたしまして、事業団の業務の見直しを行なうこと主眼とするものでござりますが、これによりまして事業団の事業が、従来にも増して国民の健康の保護と、それから生活環境の維持改善に資するものと確信いたしております。

○春田委員 先ほどの国民に対するメリットのお話がございました。しかし、この改正案を見ますと、デメリットも想定されるのではないかと思うのです。業務内容を見ますと、今局長がおっしゃったように、確かにいわゆる事業対象範囲は広まつた、しかし事業量はどうなかといった場合心配な面がござります。例えば、新規需要が相当ふえている面がござりますが、旧来の事業を廃止する方向も考えられております。すなはちスクランプ・アンド・ビルトであります。環境庁は特にビルトの方を強調されておりますけれども、その反面、どこまで新しい事業ができるかという不安な面も

多々あるわけでございます。スクランプする事業量が多くてビルトの事業量が少なくなつていけば、事業団の存在価値はだんだん薄れていき、まさしく次の行革審の中ではこれの廃止の方向が出されることは間違いないと思うのです。

今局長から御答弁があつたように、六十二年度の事業費規模は総体で六百億円、ところが昨年度十三年以降も続くとすれば、おのずと公害防止事業団の存在価値が薄れていく、こういうことでござります。せつかくの業務見直しが公害防止事業団としては結果的にマイナスになるのではないかという危惧もござります。この点、局長並びに長官の御答弁をいただきたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 先生御指摘のとおりの事業費の推移になつております。ただ、先生御自身おつしやつていただきましたように、それは融資の方の額でござります。しかしこれは総体としての数字でござりますが、今回新たにつけ加える事項もあわせまして、先生に御心配いただいたようなことのないよう万全の努力をして進めてまいりたいと思います。

○鶴村国務大臣 今加藤局長の答弁のとおりであります。

○春田委員 私の質問の中で、これから新規業務ないし新規事業についていかに先行き不透明な面があるか、これを指摘していくたいと思いますが、その前に、スクランプの代表的なものが工場の集団移転用地の建設譲渡、これは先ほど同僚議員からの質問もありましたけれども、五年間で廃止する、こうなつております。その理由をひとつ明らかにしていただきたいとともに、最近の事業費実績を同じく示していただきたい、こう思つております。

○春田委員 五十九年から六十一年の三ヵ年平均を見ましても、たゞいま局長からお話をあつたように、大体百三十億円の事業費実績があるわけです。こうした実績を見たとき、今後需要がなくなることは思えない。局長の答弁でも需要はまだまだある、しかし先行きは不安面もある。そういう中で五年間といつても、いつの期間がござりますが、これまで廢止するのは拙速過ぎるんじゃないかな、こ

昭和五十九年度では九件で百億でござります。億単位で申し上げます。六十年度は百二十五億でございます。それから六十一年度は百六十四億でございます。六十二年度の事業、これは計画でござりますけれども、百十億でございます。

理由でございますけれども、先ほど來申し上げておりますので要点のみにさせていただきますけれども、今三年のことを申し上げましたが、実は過去二十年になんなんとする期間があるわけでござります。その間、多少の変動はござりますけれども、相当量の事業実績を上げまして、公害防止対策に大きな貢献を果たしてきたものでござります。ただ、現在の状況で見ますと、もちろん今申し上げましたとおり需要はまだまだございますけれども、その間の蓄積によりまして相当な目的達成ということも行つてきましたが、ござります。

今後の問題、これは想定でございまして、しかも将来の事業量につきましては、事業團業務は受注方式でございますので確定する予測というのではなくかなか難しい面もござりますが、方向としては、これがそう次々と伸びていくという想定もまた難しいのではないか。他方、午前中にも御答弁申し上げておりますので要点にいたしますが、新一号業務で業務範囲を拡大し、また対応しやすいようなものを取り込んでおることとの兼ね合いもございまして、対応はできるというふうに考えておるわけでござります。

最後に、一つ理由として申し上げておかなければなりませんが、行政改革という大きな方向といふこともございましたことを申し添えさせていただきます。

○春田委員 五十九年から六十一年の三ヵ年平均を見ましても、たゞいま局長からお話をあつたように、大体百三十億円の事業費実績があるわけです。こうした実績を見たとき、今後需要がなくなることは思えない。局長の答弁でも需要はまだまだある、しかし先行きは不安面もある。そういう中で五年間といつても、いつの期間がござりますが、これまで廢止するのは拙速過ぎるんじゃないかな、こ

ういつた見方もあるわけですよ。昨年においてもまだまだそういういつた需要が、四百億の中で百六十五億もあるのです。そういう建設譲渡の中で、この五年間で、この法律改正の中でも止するといふのはまことに拙速ではないか、私はこう思はざるを得ないわけです。これは長官、どう思いますか。

○稻村国務大臣 都市、生活型公害というように公害の変化もありますので、これに対応しますのでこういうこともやむを得ないかな、こういうふうに思います。

○春田委員 要するに、ビルの方があるがゆえにスクラップも設けなきやならない。それでこの事業が対象になつたとなれば、事業量がありながら、あえて新しい事業をやるためにこれをカットしていくというのは乱暴なやり方ではないか、こう思はざるを得ないのです。

当局は御存じかもしませんけれども、事業団の職員の大半は、この事業を遂行、実施することによって事務費としての収入が事業団の方に計上されまして、これが円滑な運営につながつてゐるのでありますし、もし新しい事業が、当初環境庁が描いているような事業ができなかつた場合、こういった職員の雇用に対しても大きな不安になつてくるわけですね。そういう面で五年間という推移がありますので、こういつた五年間の推移の中を見ながら実情に見合ふ事業量は確保すべきである。こういつたことで、環境庁としてもこの五年間の推移の中で廃止するんじやなくして、十分見直し、検討があり得る、このようなことを私は腹に入れていただきたい、こう思つておるわけでございますが、どうでしよう。

○加藤(陸)政府委員 先生のおっしゃいますのは、まず事業団全体として職員の気持ちを踏まえておつしやつておるわけでございますが、事業団全体として的確な事業量を確保するということに最大の力点を置いてまいります。

それから、その具体的な方法といたしましては、新一号業務と申しておりますが、現在需要が残つ

ております。方へ移行というとおかしいございますが、端的に申し上げまして、その対象にもなり得ると申し上げた方がいいかもしれません、という部分もございまして、そういう方法等十分活用しながら、不安などのないように事業を確保するよう私どもも事業団も一体となつて努力してまいりたいと思います。

○春田委員 次に、新規事業といたしまして、都市の大気汚染対策としての緑地の建設譲渡がございますね。先ほども同僚議員から質問がございましたけれども、その内容について簡単に御説明をいただきたい。

○加藤(陸)政府委員 新規の緑地整備事業の概要を御説明申し上げます。

この業務は、行革審答申において新たな課題として冒頭に例示として掲げられまして、大都市圏を中心とする窒素酸化物による大気汚染対策として行われたものでござります。かつ、公健法の第一種地域に係る中公審答申で示されている健康被害防止事業として行う緑地整備事業を実施するためにも行うものでござります。すなわち、大気汚染の態様の変化等を踏まえて、都市、生活型公害たる都市大気汚染対策として緑地整備事業に取り組むことが緊急の要請であるということから新業務としてつけ加えたものでござります。

○春田委員 建設省おいでになっておりますので伺ひしますけれども、この事業に当たりまして、建設省の立場はいかなる位置にあるのか御所見伺いたいと思います。

○坂本説明員 お答えいたします。

建設省の立場との御質問でございますが、御承知のとおり公害防止事業団の監督につきましては、役員及び職員、財務等に関しまして環境庁長官が監督されるわけでありますが、今後の業務の執行につきまして、それぞれの業務に係る事業を所管する大臣が監督するという形になつております。新しいこの三号業務につきましては、都市公園となるべき緑地を整備するということをござい

ますので、建設大臣がその業務の執行を監督するというふうに考えておる次第でございます。

なお、改正後の公健法による基金の助成等にあわせ公園事業として事業の執行を図つてしまつた、かように考えておる次第でございます。

○春田委員 環境庁にお伺いしますけれども、この事業費の財源につきましてはどうお考えになつておりますか。

○加藤(陸)政府委員 この緑地関係の新規につけても、まず財投資金それから都市公園の補助、それと基金の助成金をあわせて財源とする事を考えております。

○春田委員 ところで今年度の事業費は幾らなんですか。

○加藤(陸)政府委員 今年度、六十二年度は事業費を見込む段階にまでは立ち至つております。

○春田委員 その理由を明らかにしてください。

○加藤(陸)政府委員 先生御承知のところでございますが、この種の事業は計画をし、それから自治体の要望を受け、どういう形でというようなどころを事前に準備と申しますが、これが相当期間をどうしても要するものでござります。現在御審議いただいております法案をもとにして、六十二年度で直ちに実施に移るというところまでは立ち至らないものでございます。

○春田委員 どうもその理由がはつきりしないわけです。私は、この問題につきましては、先ほどいわゆる財源にかかわつてくるんじやないか。一つは財投からの資金であるし、二番目は建設省の補助金である。三番目がいわゆる公健法の改正に絡む予防協会からの基金、この基金の運営費の中から要するに財源が出てくる。どうもこの三番目の公健法の改正に絡んでこの事業が執行できないのではないか、そう疑つておるわけでござりますけれども、どうでしようか。

○加藤(陸)政府委員 そのような理由で今年度事業を計画してないというものではないことはもう御理解いただけだと思いますが、なお将来に向

べしも助成金がなくても新規事業の実施は可能であるということを申し上げましたが、本事業の性格上助成金がぜひ必要であると考えております。

○春田委員 六十三年度以降の事業量は大体どれくらいと想定されているのですか。

○加藤(陸)政府委員 六十三年度の事業計画につきましては、予算の編成過程で地方公共団体の意見を聞きながらつくり上げてまいりますので、その段階で十分検討していかなければならぬものでございます。どれくらいというの今はちょっと正確に申し上げるわけにはまいらぬ状況のものでございます。

○春田委員 この一つをとつても環境庁の弱い姿勢なんですよ。だから、スクラップの事業量はどんどん多くて、新しい事業がそんなあいまいな答弁で何ができるかというのです。スクラップ・アンド・ビルトが原則であるならば、新しい業務そのものも熱意を持つてやっていかなかつたらできないじゃないですか。新しい事業量の確保を一生懸命ります、頑張りますと言ひながら、そんな奥歯に物が挟まつたような言い方で何でこの事業ができますか。うたい文句だけは緑地の建設譲渡をやりますと言ひながら、中身は全然ないじゃないですか。何か建設省に遠慮しているのですか。

○加藤(陸)政府委員 この緑地関係の業務についてだけのお話にまず限つて、全体ではもちろんいろいろな確保は考えるわけでございますが、この部分だけに限りましても先生そういう御指摘をなさり、御心配をいただいておるわけでございますが、私ただいま御答弁申し上げておりますのは、この熱意がなくてではないことは御理解いただきたい

と思います。熱意は十分持っておりますし、また建設省とも十分事前、それから問題になつた時点でいざれも緊密な連絡をとりながらやつて来ます。この数字を具体的に今申し所存でございます。これの数字を具体的に今申し上げるような状況はないということを申し上げております。

○春田委員 法律上は執行できるけれども性格上は執行できない、長官、これはどういうことなんですか。

○加藤(陸)政府委員 ちょっと私の申し上げ方で誤解をいただいたのかもしれません、性格上執行できないということではございません。それをあわせて実施していきたいということを申し上げたわけでござりますので、性格上できないということではもちろんございません。

○春田委員 建設省にお伺いしますけれども、建設省はこの点についてはどうお考えになつていますか。

○坂本説明員 お答えいたします。

新しい三号業務であります、先ほど來の答弁と同じ内容になろうかと思いますが、法律的には基金からの助成がなくとも行える仕組みになつておる次第でござります。しかし本事業の性格上、建設省といたしましては、一定の基準に沿つた基金の助成金の交付というものを前提として事業の実施を考えまいりたいというふうに考えております。

○春田委員 そつしたら、建設省にお伺いしますけれども、公健法の改正がなされない限りこの緑地建設渡につきましては環境庁、いわゆる事業団が執行することはできない、こう見ていいのですね。建設省に聞いたんだよ、建設省に、環境

序に聞いたんじゃない。

○坂本説明員 お答えいたします。

この業務のこのよろしく仕組みの考え方と申しますか方針につきましては、環境庁のお考えに沿い

まして仕組んでおるものでございまして、詳しい

といいますか、具体的なことは環境庁の方からお答えさせていただきたいと思います。

○春田委員 建設省が言ったじゃないですか、建設省の立場は自分のところの大臣が主務大臣であると言つたじゃないですか。したがつて、建設省の公園緑地、今年度においても大体八百億くらいあるでしょう。その中の一部で環境庁がこの事業を執行するわけでしょ。事業団の執行そのものにつきましては、認めるかどうかにつきましては

建設省がオーケーを出すか合意するかどうかによつて決まるわけであつて、もし公健法の改正がなかつた場合は建設省は認めない、そういう約束事があつたらこれはできないじゃないですか、それを聞いていけるのです。

○加藤(陸)政府委員 私の方から御答弁申し上げますが、環境庁といたしましては、この新事業の実施がまず肝要であるということは申し上げるまでもないと考えておるわけでございます。実効性を確保するための方策はさらに検討してまいらなければならぬと思いますが、建設省とも十分連絡をとりながら前向きに実行できるよう検討してまいります。

○春田委員 要するに環境庁の局長の熱意といますが、環境庁がこれをやりたい、それはわかりますよ。しかし建設省が、公健法が改正されない限り、基金の一部が財源にならない限り建設省の補助は出しませんよと言われたらこれはできないわけですよ。だからその辺の、環境庁のやりたいというあれがあるけれども、主務大臣は建設省な

ども、建設省との連携をとりまして総合的積極的に推進し、基金の助成はぜひとも必要でございますので、何分とも公健法の早期成立をどうしてもお

願いしたい、こう思ひます。

○春田委員 何かそんな取引がされているやに聞こえてくるんですよ。私はやはり環境庁の本来の姿勢ではない、こう思うのです。これ以上追及しても非常に苦しい御答弁でござりますので、主張だけしておきますけれども、公健法の改正に伴う基金の助成がなくとも、この緑地建設につきましては環境庁独自で執行できるようひとつ御努力をいただきたい、こう思つておるわけでございます。

なお先日、国立公害研究所の報告の中では、窒素化物などの大気汚染物質が植物に吸収され淨化されることが明らかになつています。街路樹では、常緑樹よりも落葉樹の方が浄化能力が高いことが確認されているのですね。私はこのことを踏まえながら、今回の緑地建設に当たりましては、ボブラン、ケヤキ等の落葉樹を中心としたながら、大気汚染に効果的なそよいの植樹を提案するわけだと思いますけれども、これも同じく御答弁をいただきたいと思います。

○長谷川(懸)政府委員 お答えいたします。

植物におきます大気浄化能力につきましては、国立公害研究所におきまして、五十七年から植物の大気環境浄化機能に関する研究を行つたところでございまして、その結果を本年四月に先生からお話しございましたような形で発表したところでございます。環境庁といたしましては、こうした研究成果を踏まえまして、大気汚染の問題を有する地域において植樹を積極的に進めることができると、どういふふうに考えておるところでございまして、どのように绿化を進めるかといふことについてあるといふふうに考えておるところでございまして、今年度の予算におきましてそのた

めの研究調査を進めまして、绿化植樹の指針を作成することいたしておるところでございます。それからまた、ただいま御議論いたいでおるところでございまして、公害防止事業団の一部改正案におきましても、大気汚染浄化能力を有する緑地としての都市公園の整備を新たな業務

いに思つておるところでございます。いずれにいたしましても、環境庁といたしましては、このように植樹を有効に活用する等のことを行いまして、大気汚染の防止に努めてまいりたいというぐ

とに考えておるところでございます。

○春田委員 次に、同じく新規業務として、生活雑排水に対する合併浄化槽の問題についてお伺いします。

これは融資、貸し付けの制度でございますが、今年度の予算はどれくらい見ているのか、それにによる貸付件数はどれくらい当て込んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 この事業は、先生おっしゃいましたが、生活雑排水対策「新しいテーマでございまして、生活雑排水対策「新しいテーマでございまして、例え琵琶湖とか霞ヶ浦とかいわゆる指定湖沼」というのがございますが、その周辺地域あるいは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海といった水質の監量規制地域、それから公害防止計画地域におきまして、合併浄化槽を設置する者に対する貸し付けを行う第三セクターに対して所要の資金の貸し付けを行うものでございます。

六十二年度予算におきましては、事業団の貸付枠の総額二百億の中に五億円を積算計上いたしております。したがいまして、金額はその中でござりますので、いろいろな変動の可能性があるわけでございます。それから件数は、ちょっと今時点でどれだけその中で件数として上がるのかといふのは明確にはお答えできない性格のものでございます。

○春田委員 貸し付けの利率はどれくらいを考えているのですか。

○加藤(陸)政府委員 貸付条件の重要なポイントの一つでございます利率の問題でございます。実はこれはこの類似の貸し付けの制度がほかにもございますが、それらとの対比も考えながら今後調整をしていくことここでございまして、今何%と決めつけておるわけではございません。

○春田委員 民間の金融機関は、長期アライム





御意見を拝聴させていただきまして、環境局といたしましても、今後とも環境行政の一翼を担うことの事業団が、今回の業務見直しによつて新規事業を推進することにより、国民の健康の保護と生活環境の改善に一層資することとなるよう努力してまいります。

ると思うのですが、そういう意味で、私は、国会というの非常に時間と金をかけるのがむだというほどのかたくなな機構と思うのです。

それはそれといったしまして、きょうはこの法案につきまして大変誠意のある御説明をいただきまして、私が賛成を申し上げることができるような御説明をちようだいしたい、こう思うのです。

○滝沢委員 それはわかつています。答弁になつておらぬ。内容を聞いているんじやない。皆さんは出された答申の内容は十分わかつているわけだ。この提案はそのあなたの趣旨を十分に踏まえているか、そして政府全体の行革の姿勢はどうか、こう言つてはいるのですよ。何を答申したかと聞いているんじゃない。

もいらっしゃいます。これは監事さんですか、こういうことでありますか、この事業団がされていくようなお仕事をむしろどうして建設省がきちんとやらないのか。建設省にやらせれば自然破壊やあるいはまたそういうおそもあるといふならば、それをきちんと環境庁が監督ないしは助言をしたらいいのではないか。なぜこういう団体をつくってやらなくちゃならないのか。私は、むしろ官庁みずからがやる、あるいはまた民間にさせる、これが本當だと思うのです。私に言わせれば一種の行革逃れ、模様がえすることによって行革逃れ。むしろ行革もなれ合いになつて、事業団等を一切なくしろとは言えない、そこでちょっと模様をえようや、国民の方の批判がひどいぞというようなことで、ああわかりました、ではこの程度変えますよというよつたことに国民の側から見ると見えますよ。

の伐採の問題、これは長官も現地へ行かれまして、自然保護団体の皆さん方の御意見等も相当聞かれたわけでござります。結果的に地方選のさなかに強行伐採したということで大きな問題になつたわけでござりますけれども、地元の首長選が行われまして、反対派の町長さん、牛来さんでござりますが、あの方が当選したわけでござりますが、あの方は町長さんとお会いなさったのか、また、お会いになつていなかつたならば、今後ともこの問題につきましてお会いなさる気持ちがあるのかどうか、お伺いしたいと思うのです。

○稻村国務大臣 私も昨年秋、知床へ足を運びまして、知床のかけがえのない原生林のとうときを教えられました。今度の新町長とはそのときに実際にかかつたままでございますが、間接的には新聞等を通じていろいろ意見も聞かせていただきました。今後とも機会があればまたお目にかかり、意見等を拝聴いたしたいと思つております。

私の見るところ、例えはあるの売上税の提案ですよ。売上税を提案なさる前に、なぜ総理大臣のひざ元の総理大臣官邸から行革をきちんととして節減を大いにやりませんか。それを各省庁とも徹底的にやった後になおかつ税金が足りぬというならば、ちゃんと増税でございますということをはつきり正直におっしゃって、これは売上税でも買上げ税でもいい、名前こだわるわけじゃない、そういう御提案をされれば、國民も各政黨も欣然

○滝沢委員 委員長、御苦労さま、長官以下政府委員の皆さん、御苦労さまです。

そういう御提案をされれば、国民も各政党も欣然としてこれに賛成できただんじやないかな、こういうように私は思うのですから、この件につきまして以上申し上げましたこと、やや多岐にわたりますが、長官と行革審から見えていただいており

でございまして、一つの議案が出てまいりますね。ところが出てくる前から各政党が賛成、反対ほどとんど決まっている。そして審議を繰り返しているうちに、最初賛成だった者がどうもこれはおかしいと反対に回る、あるいは最初反対のニュアンスがあつたとき、あるときは

○菊地説明員 行革審答申の指摘の内容についてどう思うかということだと思いますが、行革審では大きく言って二点指摘していると思います。一つは、事業団の仕事の内容につきまして、時ます菊地管理官ですか、御答弁をちょうだいしたいと思います。

であった者がいそいそと審議を近くしてはいるうちに提案者の気持ちがわかつて賛成に回るというようなことがあるならば大変実のある審議と言え

卷之三

そうけれども、あなた、同じ政府だからだめなのね。  
そうならば、いざれ機会を見て行革審の会長さんにお出まし願つて聞くほかありませんよ。つまり、あなたの立場は政府側だからそなうなんだね。政府として、全体としてどうだと何度言つてもそれがあなた言わぬでしよう。きょうは行革のお答えをまことに残念、後で会長さんにお出まし願つて承りたいと思います。

あと、長官いかがでしようか。

○稻村国務大臣 あと、長官、いかがでしようか。

努めてまいりたい、こういう決意でございます。  
○滝沢委員 ところで、この事業団の組織、機構等についてこの前資料の提出を求めましたところ、ちょうどだいたいしました。拝見しますると、一番頂点の理事長さんが環境庁の元次官さん、そして理事長によると三合会問題で、ついでに同党

努めてまいりたい、こういう決意でござります。  
○滝沢委員 ところで、この事業団の組織、機構等についてこの前資料の提出を求めましたところ、ちょうどだいたしました。拝見しますると、一番頂点の理事長さんが環境庁の元次官さん、そして理事さんは厚生省の局長さん、そして国税庁の

ちょっとと模様を変えようや、国民の方の批判がひどいぞというようなことで、ああわかりました、ではこの程度変えますよというようなことに国民の側から見ると見えますよ。

○加藤(陸)政府委員 先生の御意見ではございま  
すけれども、この事業団の必要性といいますのは、

これは昭和四十年以来でござりますか、非常に重  
要な役割があると存じます。確かに先生おつしや  
いますように建設省という例は、これはいずれも  
役所でございまして、また現業部門を特殊法人な

事という区分の問題はござりますけれども、この点はちよつと理解しにくかつたわけでござりますが、もちろん民間もやつていただく、例えば公害防止の例で申し上げますと、工場・事業場にはそれぞれ脱煙装置とかあるいは水の浄化装置とか、これは当然やつてござりますが、なぜしまつてこない

事という区分の問題はござりますけれども、この点はちょっと理解しにくかつたわけでござりますが、もちろん民間もやっていただけで、例えば公害防止の例で申し上げますと、工場、事業場にはそれぞれ脱煙装置とかあるいは水の浄化装置とか、これは当然やっていただかなければならぬことで

で理事さんは厚生省の局長さんをして国税庁の不服審判所の所長さん、あるいはまたというよう

それから それらの事業をまた専門の民間の会

社が請け負ってやっていくことなどもこれまで当然かと存じますが、公害防止の事業は非常に多岐にわたっておりますて、その中でもこういうことを率先してやるというのは、論理は言えますけれども、実現を期待することがなかなか難しいような事業もあるわけでございまして、これをやるためにこそ公害防止事業団といふものの必要性があり、たゞ重なる行政改革の論議の審議会が何度も持たれておりますが、その場合におきましても、もちろんせい肉は外せと言つておられますけれども、やるべきことはぜひやるべしという意見をいただいておるところでござりますので、ちょっと何か先生の御意見に逆らうような部分が多くたかと思いますけれども、御勘弁いただきまして御理解いただきたいと存じます。

○滝沢委員 その議論を繰り返しても仕方がありませんが、例えば先ほど民間の融資、融資は銀行がやればいい、そして利子が高いというならば利子を補給すればいい、何も給料の高い人様をお使いなさる必要はない、そして緑地をつくるとかなんとか、これは建設省がやればいい、皆さんのお文どおりいかないときはどんどん注文をおつしやればいい、こう私は思うのですよ。

ところで、この事業団は赤字、黒字はどの程度どうなつておりますか。今まであつたんでしょう。今度新しくつくるんじやないでしよう。

○加藤(陸)政府委員 ちょっと準備不足で申しわけございませんでしたが、赤字黒字一概に——実は企業会計流の整理という観点から見ますとなかなか難しいお答えになるわけでございますが、この事業団は国が必要と認めて国費をもつて支えておる部分もございますし、事業費支弁と申しますか、事業費の中でいわゆる赤字、黒字の観念が入る部分もございます。事業費で全体を賄うということについては、もうけるのはちよとこういう法点でございますから無理でございまして、ただえらい赤字でというのも事業体としてはいかぬことだと思います。ただ、いわゆる公益そのものをやるような分につきましては、経費としてはもちろ

○滝沢委員 そのとおりなんですよ。だから私が申し上げているのは、銀行が金を貸せば利子が高いいんでしょう。こちらは安いんですけど、それでも、その差額以上に給料食っているんだ。すべての公のやる仕事はそういうもので、私はこの事業団が、給料やその他は全部國のものだという頭がおかしいと言つていいのですよ。國家的見地、国民的立場からいうと大いなる赤字なんですよ。そして少しばかり安い融資を受けて、これが大変お国のためになる、國民のためになると思つたら間違いなんですよ。

そこで、その議論をしたら時間がなくなりますが、國立公園あるいはまた湖沼、これは空気または水の汚染のことがあります。その空気の方の汚染の最たるもののは車じやないですか。警察厅からも見えていただいているわけであります。通産省は、私の方は関係ございませんなんでおっしゃるものだから、関係ないならひとつ休んでちょうだい、こう申し上げたんだけれども、運輸省さんがこの車の規制を一切なさるというものだから素朴な御質問を申し上げます。

何か日本は車の排気ガスの規制が大変厳しい部類に属するんだそうだけれども、もつともっと厳しくなきつたらどうなのか。そして、そうしたガスを出さない車を生産したらどうなのか。そうしたら通産省は、一切規制どおりのものをつくっておりますから規制する方におつしやつてちょうだいなんて言つっていました。そうしましたら後で何か先生から言われたメモを私はなくしましたなんて言つておりますが、これは通算すれば随分と高いものになりますね。

そこで、警察厅さんの方にも一緒にたとお伺いします。

しますが、警察さんのあのチェックをもつと厳しくしたらいい、これもそのとおりです。ただ私見でおりまして、警察さんの車のチェックというの是非常に下手だと思いますよ。スピード出すなどまでにどこへ着くということが迫られているものもありますよ。三時までにどうしてでもあの銀行になければならぬところがある。これはゆつくりゆつくりの方がいいものもあるし、命がけで何時までにどこへ着くということが迫られているものもありますよ。そのときに捕まるんだ。捕まるのは仕方がない。そのとき私が会社は倒産、お母さんどうぞ私が帰るまで生きていでちょうどいい者もいますよ。そのときに捕まるんだ。捕まるのは仕方がない。そのとき私がつくづく思うのに、四十分も五十分もかかって調べなさるんだ。調べてくれるならいいけれども、たくさんためておいてなかなか自分の番が回ってこない。三十分またここで食った。そうなれば、またさらに飛ばしていかなければならぬのです。そのときに私はよく、とにかく飛ばしたことば確かなんだから罪は認めらる、罰金はあなたに供託しておいてもいい、免許番号などにメモしておいて、後で三時間でも五時間でも調べてちょうだい、今は一秒を争うんだということですよ。そのときにうまいことができなければだめですよ。

先ほどの規制をもっと厳しくしていただきたい。さらに、これら規制等をめぐつて、例えば私は、スピードを出しますと放送して走る車にしたらいいじゃないかと言つたら、いやそもそも飛ばす人は——私は、鳴らないとき、何か鳴らなければ、きょうは、なんて言うのだけれども、あれは外に鳴るようにした方がいい。そうすると違反転手に、あなた飛ばしていますよと言つたって、違反と言つているようなものだ。そういうものですよ。両省一緒に、どうぞおつしやつしてください。

○田辺説明員 警察庁でございますが、公害問題につきましては、原因となります発生源対策と、それから現実に道路上で起こっておりますそういう障害に対する現場での措置というのがございまして、私どもは専ら現場で起こったことに対して交通規制権を使っていろいろな対策をやつていてころでございます。現場を通じていろいろ感じておることにつきましては、発生源対策をやつておられる省庁に御連絡を申し上げてあるところでございます。

また、ただいま取り締まり現場における取り締まりのやり方につきまして幾つかの御指摘をいたいたわけでござりますが、スピード違反の取り締まりについてはほとんどがいわゆる切符処理ということをやつておりますして、俗に言う赤切符あるいは青切符というもので処理をしておるわけでございます。したがいまして、一件というか一人の違反者を処理する時間はそう長くはかかるでないというふうに思つておるわけでござります。が、違反者が多数いらっしゃいますと、スピード違反を現認されてその処理をするまでのいわば待ち時間の方が大分長くなるということで、御指摘のような場面が出てくるのかなと考えるわけでございます。もちろん、これは取り締まりにおける所要の体制をもつて行つことにより対処してま

りりたいと思います。

また検問につきましては、事柄の性質、何のために検問をやるかによっていろいろなやり方がございます。すべての車をとめる場合もございます。

そういう一齊検問をやつてとめているということになりますと、後ろの方から来た車が状況を見て逃げるわけでございますが、これについては当然のことながら、事前で反転する車あるいは横道に入る車についての備えをしておきまして、白バイあるいはパトカーによつて追跡するという方法で捕捉をしておるところでございます。

それから、検問そのものが非常に交通渋滞を来すじやないかということでおざいます。これは今申し上げましたように、その検問の性質によりましては乗用車だけをとめるとか、あるいはトラックだけをとめるということをやつておざいます。

それから、そういう検問あるいは取り締まりの場面でいろいろな事情をお持ちの方がいらっしゃる、これは我々も十分承知しているところでございまして、運転手の方からそういう事情の説明がござりますれば、例えば急病人を搬送中であるということがわかれば後刻出頭していただく、あるいは本当に差し迫っている場合には、むしろその現場にいたパトカーで先導して病院まで連れていらざりますれば、例えば急病人を搬送中であるところでおざいます。

○松波説明員 お答えをさせていただきます。

今先生、排出ガスの発生源対策で日本は非常に厳しい規制をしておるというお話をございました。運輸省といたしましてはそういう発生源対策を基本にして推進いたしておりますが、その規制に対応するためには何が一番大事かと申し上げますと、やはり排出ガスの低減技術が一番重要かと思います。そういう技術開発の促進を図りつつ規制に対応させておるのが現状でございまして、これまでいろいろな技術開発の促進に当たつてしまいりましたけれども、今後もそういう技術開発の促進を図りつつ規制の強化あるいは大気汚染の改善の方向に進めるために、関係省庁とも連絡をと

りながら万全を期してまいりたいと考えております。

○滝沢委員 運輸省さん、御苦労さま。済みませんでした。

そこで、警察さんもお帰りいただき結構なんですが、ただ一言、あなた捕まつたことないので

すね。警察は自分の味方は捕まえないのかもしれませんが、あれは最高裁のお偉い方だったか警察

海道へ行つたけれども、スピードを守るのは無理だということが今度はよくわかつたと書いていた方があつたね、どなたか知りませんが、そういうものですよ。とてもとも守れない規制をあ

なたの方ではするのね。あれは、書いてある六十とか四十なんというのを国民のみんなが本当にま

とも守つたら大変な渋滞になつてしまふのじやないですか。みんなが適当にやつてあるから何とかなつてゐる。それをお偉い人が、名前を忘れたのはまことに無責任だけれども、随筆を書いて実感を持つておつしゃつてあるわけだから、あのスピードの規制の数字というのは徹底的に再検討しませんか、しますか、それが一つ。

もう一つ、これは警察がしているのいろいろあるのだそうでなかなか難しいことですが、案内板、あれは警察もつくつてあると思うのです。こ

ちらは青森に、こちらはどこどこという、あれは非常に下手です。案内板というのは至るところまことに下手ですね。ところが、昔の分かれ道に、右何々を経て何々に至る、左何々を経てどこどこに至るという石碑、あれは名文ですね。案内板とい

うのはわかる人が書けばよくできる。青森と書いてあるでしょう。はあ、これは福島を通らずに青森へ直通がなと思うとやはり福島を通るのだ。ならばどうして郡山も福島も小さく小さく書くのか。わからぬ人が書けばよくできる。

うのはわかる人が書くからだめなんですよ。わからぬ人が書けばよくできる。

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

そしてせつかく書きながら何キロと書かないものもある。あれはどこがどういうふうにやつているのか知りませんけれども、本当に下手ですね。不親切と言つた方がいいかもしれません。つまりわからぬ人が書いているからだと私は思うけれども、これを全国的に再点検して、通行者に對して親切な案内板に直してくれませんか、この二つです。

○田辺説明員 お答えいたします。

案内板につきましては、警察が行つております

のは規制板でございまして、案内板はすべて道路管理者、国道であれば建設省、都道府県道であ

はそれぞれの管理者、こういうことになつております。例えは信号機の下にある、ここはどこどこ

であるというような地番表示などは警察の方でやつておりますけれども、あくまで案内板は建設省でござります。

それからスピード規制につきましては、警察

といたしましても、ここ二年ほど全国に対しても見直しをさせております。この見直しで、大体十キロないし二十キロぐらいの速度のアップをやつておりますが、ただ若干難しいのは道路の状況、交

通の状況が、例えは昼、夜で極端に違うというよ

うな問題がござります。こういう問題に対処するためには、現在のような規制標識のやり方ではなくして、将来的には例えば可変標識というようなものを使って、昼間で六十キロ、夜になると今度は七十キロといったような、現場における標識の表示そのものを変えられるような規制のやり方でも今後研究してまいりたい、こういうふうに思つております。

○滝沢委員 どうもありがとうございます。そこで、よそがつくる看板につきましてこういう意見を聞いてきましたということをあなたの方からもひとつおつ

しあつてちょうだい。

そして、せつかく見えていただいていますから

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、

てもその他工事を見ても、まるで環境庁とけんかしているのじゃないかと思うほどに本も大気も汚す、あるいはまた騒音も出す、そういう仕事のし

ぶりの現場がたくさんありますよ。いかがでしょ

うか。

○坂本説明員 お答えいたします。

ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけがありますが、私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございます。そちらの事情はお答えを控えさせていただきたいと思つ次第でござります。

なお、公園緑地事業について申し上げますと、例えはただいま法案に盛られております大気汚染対策緑地のようなものであります。建設省といつております。その中に緩衝緑地事業等も入つておるわけであります。これらにつきましては、従前から環境庁とも御相談しながら進めでおる部

門計画といつものに基づきまして計画的に進めてま

る。ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけがありますが、私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございます。そちらの事情はお答えを控えさせていただきたいと思つ次第でござります。

例えはただいま法案に盛られております大気汚染対策緑地のようなものであります。建設省といつております。その中に緩衝緑地事業等も入つておるわけであります。これらにつきましては、従前から環境庁とも御相談しながら進めでおる部

門計画といつものに基づきまして計画的に進めてま

る。ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけあります。私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございます。そちらの事情はお答えを控えさせていただきたいと思つ次第でござります。

例えはただいま法案に盛られております大気汚染対策緑地のようなものであります。建設省といつております。その中に緩衝緑地事業等も入つておるわけであります。これらにつきましては、従前から環境庁とも御相談しながら進めでおる部

門計画といつものに基づきまして計画的に進めてま

る。ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけあります。私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございます。そちらの事情はお答えを控えさせていただきたいと思つ次第でござります。

例えはただいま法案に盛られております大気汚染対策緑地のようなものであります。建設省といつております。その中に緩衝緑地事業等も入つておるわけであります。これらにつきましては、従前から環境庁とも御相談しながら進めでおる部

門計画といつものに基づきまして計画的に進めてま

る。ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけあります。私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございます。そちらの事情はお答えを控えさせていただきたいと思つ次第でござります。

も、高島興産という会社が、六人ですかの土地を賃借なさって産業廃棄物の施設をつくられまして届け出をされました。ところが、その三百メートル下流に簡易水道の水源地があるのですね。そして住民の生活用水の水源もそこにあるわけです。そういうことで大変に住民から反対が出まして、このことは今裁判で争われております。県ではこの間の事情を見て、業者に対し、しばらく問題がきちんととするまで休んだらどうだと、工事の中止を行政指導されたということあります。

しかし、当白河市と西郷村は、行政当局は非常に困っているわけです。ということは、産業廃棄物は宿命的に大変厄なものでありまして、工場がどんどんきて、いや公害だ、公害だと言つて攻撃をしているところは、就職はできるわ、経済的な潤いがあるわけですね。ところが、工場さん、どうぞ来てちょうだいとお願ひしなくてはならない過疎地におきましては、つまり前者は東京周辺であり阪神地方であり、後者は東北、裏日本ですよね。この方は、幾ら音を立ててもいい、煙を出してもいい、とにかく工場来てちょうだいと言つて対するという非常に辛い立場に立つてゐるわけです。これらにつきまして私がつくづく思いますのは、届け出制でしよう、そうじやありませんか。届け出のときに関係住民の同意書をつけなくてはならぬということはないですね。なぜこれを許可制でできないのか、これが一つです。そして、本当の話は、これは国みずからがやるべきだ。事業団などというのをやるなら事業団がやつたらどうですか。事業団が産業廃棄物の処理を自分でやりなさいよ、そういうふうに私は申し上げたい。いかがですか、長官から一言所感と、関係者から説明をちょうだいしたいと思います。

○加藤説明員 ただいま先生からお尋ねのありました件、私も県を通じて存じ上げております。確

かに、先生おっしゃるようによくいろいろな問題があるのは非常によくわかります。一般的都市ごとに、例えば市町村が中心になって処理をいたすわけでございますけれども、産業廃棄物は、排出者が必ずから責任を持つてやるというのが法の精神になつてございます。ただし、それに任せたらいろいろと心配だといふことです。これは民間にやらせるならば許認可制、設置届けが出されております。その設置届けによりますれば、西郷村の一角に燃え殻、汚泥、鉛滓、ごみくず、廃プラスチック類、ガラス類等々のいわゆる産業廃棄物を処理する最終処分場をつくるということでございまして、もとよりこの処分場としては管理型というのを一応予定いたしておつたわけござります。そして設置届け出が提出されまして一部工事が着工されたわけござりますけれども、今先生おっしゃったように住民がいろいろと心配をする、それから届け出違反の疑いもありましたことから、県が中に入りまして、昭和六十年の九月に当局が勧告をいたしまして、建設工事が中止をいたしておつたわけでございます。現在は、廃棄物処分場そのものは工事が中止されているわけでござりますけれども、期間が経過したこともありまして、埋堤が崩れないように埋堤の防災工事といったことだけをやっておるわけでございます。

もとより厚生省といたしましては、県を通じまして、こういった施設が住民の生活環境を損なうことがないように十分に指導していきたいと思っておるわけでござりますけれども、先生のお尋ねの許可の点につきまして申し上げますと、廃棄物処理法によりまして、産業廃棄物の処理をする者につきましては許可を必要とするということになつてございまして、現時点では、県はあれにつきましてまだ許可は出していないわけでござります。届け出につきましては一部受理をいたしておりますけれども、許可は出していないということをございます。

それから、国がこういった問題をやるべきではないかというお尋ねでございます。先ほども春田先生の御質問でしたか、お答え申し上げましたよ。うに、産業廃棄物につきましては排出者が処理をやるべきですか。これは民間がやるのよろしいのです。それが何でも今の制度を肯定する思想だが、現役の執行部としてはそう答えるを得ないであります。だから市町村がやるんでしょう。ただ私は、緑地をつくつてそれを市町村に譲渡するとかいうんだから、それならば産業廃棄物の処理は国がやりなさい、あるいはまた、それこそ第三セクターでやりなさい、こういうふうに申し上げておるわけですよ。これをせめて許認可にして、これに対する役所の監視と住民からの監視、参加の体制をつくることにひとつ留意を持って検討いただけますか。

○加藤説明員 先生がおっしゃいましたように、例えば当該案件にしますと、西郷村の住民にとって、自分のところにそつて関係ない産業廃棄物がその近くで処理をされるというの余り気持ちはいいものではないかもしれません。私もよくわかるわけでござりますけれども、それだけにそういうものが許可された場合――実は先生、この施設につきましては、施設の届け出は受理されていますけれども、業の許可是まだ出てないのでござります。廃棄物処理法上、まず施設について届け出をさせまして、実際にその施設を運営するかどうか

かについては県知事の許可という行為が必要でござりますけれども、これについては許可はまだ出でないわけでございます。一般論として申し上げますと、地域住民との間に例えば公害防止協定を結ぶ、それからもちろん、廃棄物処理法の有害廃棄物処理上環境に問題が生じないようにきちっと監督をしていく、こういうことで、一方で規制をかけ、また一方で住民との間に例えば公害防止協定を結ぶということによりまして、産業廃棄物でもありますもあるは一般の廃棄物にしましても、処分場なり、あるいは中間処理施設から環境汚染が生じないように努力をしているわけでございます。私どもいたしましたは、今後ともそういう指導強化をしていきたいと思います。特に当該案件につきましては、福島県も昭和五十八年ぐらいからこの問題について大変努力をしてくださっておりますので、県を通じまして引き続きよく見てまいりたいというふうに思っております。

〔小杉委員長代理退席、委員長着席〕

○滝沢委員 まあ時間が来ましたからあれですが、よく課長の答弁でいかがでしようか、局長にしますかなんて言うが、我々が議会で選んだのは内閣総理大臣だから、あとは行政の都合で各大臣、各省庁、各課長係長さんまでつくったんだから、だれが答えても中曾根総理大臣の代理だという気持ちで答えるならばよろしいと言うんだけれども、今のようなお答えになるのだから、局長でなくちやだめだ、大臣でなくちやだめだ、こういうことになってくるのじやないです。私が申し上げているのは、今の制度の御説明をいただいているわけじゃないんです。今の制度はよくわかつていて、届け出制ではだめでしょ、だから許可制にしませんかと言っているんです。それはイエスかノーでいいんですよ。

私が申し上げたいことは、バチンコだって、たばこ屋さんだって、百貨店だって、ホテルだって、みんな許可制じゃないですか。届け出制でホテルがすぐ経営できたり酒を売ったりできないでしょ。それなのに、生命にも重大な関係の

ある産業廃棄物を大量に毎日処理する機関が届け出でいいなんてことは、これはそもそも間違つているんです。これを許認可制に改めることが検討されましたけれども、施設は届け出制でございます。ただし、自動的に届けるだけじゃなくて、施設の内容によりましては指導ができるようになつてございます。それから、業自体は県知事の許可制でございます。

○滝沢委員 今の制度はわかっているんですよ。だけれどもあなた、民間が届け出るでしょう。それは莫大なる金を使ってするんですから、その後で絶対許可ならぬというようなことはできないでしょ。最初からそのことを考えたときに、きちんとした設計を持ち、そして関係者、住民の同意書もつくり、そうして許認可の手続をしたら、これに対して許可するかしないか。そのときには関係市町村あるいはまた県等の意見を徴して許認可を出す、その許可をもらって初めて施設等の作業に取りかかるということにしたらいかがですか。

○岩佐委員 大気汚染防止のための緑地造成についてますお伺いいたします。

この事業は、既にこれまで質疑で明らかにされただように、公健法の地域指定解除の見返りとして基金の一部を財源とするものであります。このこと自体大きな問題があります。公健法の改悪には、患者団体を初め関係自治体の九割が反対をしています。これは絶対に許されないことだというふうに私たちは思っております。公健法の改正案は、これは本会議でも主張しましたけれども、廃棄とされるべきものであります。これを前提としているこういう緑地造成、これについては私たちは納得できない、こういうことを述べた上で幾つか質問を申し上げたいと思います。

公害防止事業費事業者負担法第七条によつて、四分の一から二分の一を該当地域の企業が負担をするということになつてゐるわけですね。残りを国と自治体で半分ずつ持つといふことで、六十一年度グリーンベルトの実績は約百二十億円あります。このうち企業の負担は一体どのくらいになつてゐるのでしょか。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

約三分の一でございます。

○岩佐委員 としますと、四十億円くらいということがありますかね。

それで、新事業の方は企業負担はないわけで、そのかわり公健法の基金の方からお金が入つてくる。このお金ですけれども、さつきからいろいろ議論になつてゐるのですが、話によれば五億円ぐらい、そういう話もあるわけすけれども、そういうことなんでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 その具体的な金額につきましては今後決まっていく問題でございまして、彼らと今ここで決めて申し上げられる段階ではないわけでございます。

○岩佐委員 その点についてはいろいろ議論があるところで、推測しかねないわけですけれども、いずれにしろ今までグリーンベルト、これでやつている事業の場合には事業者が負担をしなければいけない、そういうことになつてゐるわけですから、ども、今度の新事業ではこの事業者の負担といふのは全く消えてしまつて、その分公害患者切り捨てる公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だというふうに思つてゐるわけです。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の筋が曲げられていつてしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますか、これはそつくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違つ、そういうものなんじやませんので、その点の御心配はないと存じます。

ないかと思うわけすけれども、この辺いかがでしょか。

○加藤(陸)政府委員 今までのいわゆるグリーンベルトと申し上げておりますが、これはそれとして今後ともあるわけでございまして、それから今回ものはそれと別なとありますか、新たな施策として推進していくものでございます。

ちょっと先生の御質問の趣旨を十分理解してないのかも知れませんが、別に新たにつけ加えて実行していくものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○岩佐委員 私は一つ段階を飛ばしたかもしません。つまり、從来グリーンベルトの事業でいくと、六十一年度四十億円ぐらい企業が負担をしているわけでございます。今度その新事業が出てきますと、企業は、從来のグリーンベルトのようなお金を出す仕事、こういうのはいやだよというこ

とになりますかね。

それで、新事業の方は企業負担はないわけで、そのかわり公健法の基金の方からお金が入つてくる。このお金ですけれども、さつきからいろいろ議論になつてゐるのですが、話によれば五億円ぐらいい、そういう話もあるわけすけれども、そういうことなんでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 その具体的な金額につきましては今後決まっていく問題でございまして、彼らと今ここで決めて申し上げられる段階ではないわけでございます。

○岩佐委員 その点についてはいろいろ議論があるところで、推測しかねないわけですけれども、いずれにしろ今までグリーンベルト、これでやつている事業の場合には事業者が負担をしなければいけない、そういうことになつてゐるわけですから、ども、今度の新事業ではこの事業者の負担といふのは全く消えてしまつて、その分公害患者切り捨てる公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だというふうに思つてゐるわけです。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の筋が曲げられていつてしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますか、これはそつくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違つ、そういうものなんじやませんので、その点の御心配はないと存じます。

○岩佐委員 心配がないといつても、財源的にはそういう違いがれつきとしているわけであります

ので、その点そういうことがないように、グリーンベルトの事業が縮小するというようなことがないように、そしてその事業はもつともと拡大をされいくべきだというふうに私たちは思つておられますので、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

次に、自然公園利用適正化事業についてお伺い

したいと思います。

この事業は、自然公園法施行令第四条の公園事業となる施設に掲げられた施設を対象にするということになつておりますけれども、これをみると、道路や運送施設あるいは宿舎、スキーフィールド、動物園などかなり幅広く書かれているわけです。主にどうが新事業の方はまだ財源もはつきりしていらない、しどうも金額もはつきりしていらないということになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、とこかということで申し上げたわけです。

○加藤(陸)政府委員 理解が遅くて申しわけございませんでした。

その点でございますとこういうことでございま

す。従来のものは、そこでこちらへ移り変わってしまうという性格のものではございません。そのままで、今度の新事業ではこの事業者の負担といふのは全く消えてしまつて、その分公害患者切り捨てる公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だというふうに思つてゐるわけです。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の筋が曲げられていつてしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますか、これはそつくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違つ、そういうものなんじやませんので、その点の御心配はないと存じます。

先ほどの御説明がされています。他の地域に利用者を誘導するということですが、そんなにうまくいくのでしょうか。これまでのところは相変

わらず込んだまま、込み合ふ場所が広がるだけではないのかという危惧もされるわけでございます。何か今自然公園について過度に集中している地域はここであつて、こつちに分散しましようとして推進していくものでございます。

ちょっと先生の御質問の趣旨を十分理解してないのかも知れませんが、別に新たにつけ加えて実行していくものでございますので、御理解賜りたいと思います。

○岩佐委員 私は一つ段階を飛ばしたかもしません。つまり、從来グリーンベルトの事業でいくと、六十一年度四十億円ぐらい企業が負担をしているわけでございます。今度その新事業が出てきますと、企業は、從来のグリーンベルトのようなお金を出す仕事、こういうのはいやだよというこ

とになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、とこかということで申し上げたわけです。

○加藤(陸)政府委員 理解が遅くて申しわけございませんでした。

その点でございますとこういうことでございま

す。従来のものは、そこでこちらへ移り変わってしまうという性格のものではございません。そのままで、今度の新事業ではこの事業者の負担といふのは全く消えてしまつて、その分公害患者切り捨てる公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だというふうに思つてゐるわけです。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の筋が曲げられていつてしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考

えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますか、これはそつくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違つ、そういうものなんじやませんので、その点の御心配はないと存じます。

○岩佐委員 心配がないといつても、財源的にはそういう違いがれつきとしているわけでありますので、その点そういうことがないように、グリーンベルトの事業が縮小するというようなことがないように、そしてその事業はもつともと拡大をされいくべきだというふうに私たちは思つておられますので、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

次に、自然公園利用適正化事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は、自然公園法施行令第四条の公園事業となる施設に掲げられた施設を対象にするということになつておりますけれども、これをみると、道路や運送施設あるいは宿舎、スキーフィールド、動物園などかなり幅広く書かれているわけです。主にどうが新事業の方はまだ財源もはつきりしていらない、しどうも金額もはつきりしていらないということになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、とこかということで申し上げたわけです。

○加藤(陸)政府委員 先生おっしゃいますとおりでございまして、公園事業は数多くございます。道路や運送施設あるいは宿舎、スキーフィールド、動物園などかなり幅広く書かれているわけです。主にどうが新事業の方はまだ財源もはつきりしていらない、しどうも金額もはつきりしていらないということになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、とこかということで申し上げたわけです。

○加藤(陸)政府委員 理解が遅くて申しわけございませんでした。

その点でございますとこういうことでございま

す。従来のものは、そこでこちらへ移り変わってしまうという性格のものではございません。そのままで、今度の新事業ではこの事業者の負担といふのは全く消えてしまつて、その分公害患者切り捨てる公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だというふうに思つてゐるわけです。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の筋が曲げられていつてしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考

えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますか、これはそつくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違つ、そういうものなんじやませんので、その点の御心配はないと存じます。

○岩佐委員 心配がないといつても、財源的にはそういう違いがれつきとしているわけでありますので、その点そういうことがないように、グリーンベルトの事業が縮小するというようなことがないように、そしてその事業はもつともと拡大をされいくべきだというふうに私たちは思つておられますので、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

次に、自然公園利用適正化事業についてお伺いしたいと思います。

この事業は、自然公園法施行令第四条の公園事業となる施設に掲げられた施設を対象にするということになつておりますけれども、これをみると、道路や運送施設あるいは宿舎、スキーフィールド、動物園などかなり幅広く書かれているわけです。主にどうが新事業の方はまだ財源もはつきりしていらない、しどうも金額もはつきりしていらないということになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、とこかということで申し上げたわけです。

○加藤(陸)政府委員 理解が遅くて申しわけございませんでした。

その点でございますとこういうことでございま

○岩佐委員 これまで環境庁は国立・国定公園等については主に開発を規制する、そういう側に立ってきてると思うのです。ところが、今回こういう事業を明示することによって開発を推進する、そういう側に立つのではないか。昨年環境庁が、リフレッシュ・イン・ナショナルパーク・プランという名前で、年間二百億円規模の開発を行う計画を発表しました。そのとき自然保護団体などから大変強い批判が出されているわけでありますけれども、今回の提案はそういう提案に匹敵をするものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 まず二つお答え申し上げなければならぬかと思いますが、昨年これは一つのプランとして、リフレッシュ・イン・ナショナルパークというちょっと横文字のしやれた名前になつておるわけでござりますけれども、これもその計画そのものがぐあい悪いと言つて御批判があつたのではなくて、やり方を注意しないとそういう批判に値するものになるのではないかといふことであつたかと思います。と言いますのは、考え方としては国立・国定公園の公園事業計画が既に決められておる、あるいはこれから決める可能性のあるものもあると思いますが、そういうところで本当に国民の皆様に、特にこれから余暇時間の問題との関係があるわけでござりますけれども、ゆっくりかつ自然に親しんでいただけるものにつながっていく場所をなるべく広げていくといふことはどうしても必要があるし、それをしないとますます混雑ということになりかねないわけでございます。そう考えておるものでございまして、自然保護団体が御心配された向きは、それが野方に行われてはならないということであつたかと記憶いたしております。

それで先生御指摘の第二点、これはもちろん環境庁、自然保護局も一緒にやるわけでございますので、この公防事業団が幸いにしてこれから手がけていくことになつた場所につきましては、もちろんそういう公園計画に基づき公園事業として適正なものをつくり、また利用に供していく、そ

れが自然破壊というようなものにつながるようないふるようにつくつしていくということでございまして、国立公園、国定公園の保護と利用をお話があつたわけありますけれども、宿舎ができますと、結局利用者は車でそこまで行きたい。私はよく八ヶ岳に登りますけれども、八ヶ岳でもひなびた小屋が、だんだん利用客が多くなれば道路がいつの間にか広げられていく、そういう事態があちこちで起つてきているわけです。先ほどちよつと道路についても、遊歩道程度とか取りつけ道路とかいろいろ言わされましたけれども、現実にはそうはならない状況が生まれるのではないでありますけれども、これもその計画そのものがぐあい悪いと言つて御批判があつたのではなくて、やり方を注意しないとそういう批判に値するものになるのではないかといふことであつたかと思います。と言いますのは、考え方としては国立・国定公園の公園事業計画が既に決められておる、あるいはこれから決める可能性のあるものもあると思いますが、そういうところでは本当に国民の皆様に、特にこれから余暇時間の問題との関係があるわけでござりますけれども、ゆっくりかつ自然に親しんでいただけるものにつながっていく場所をなるべく広げていくといふことはどうしても必要があるし、それをしないとますます混雑ということになりかねないわけでございます。そう考えておるものでございまして、自然保護団体が御心配された向きは、それが野方に行われてはならないということであつたかと記憶いたしております。

○福村国務大臣 局長の答弁のとおり、適正なやり方でやつていく、こういうふうに思つております。それからスキー場についても、私もゲレンデスキーが好きであります。夏にスキー場の跡を見ると、リフトがつくられた跡あるいはスキー場のものがゲレンデがひどい状況になつていて。そのものがゲレンデがひどい状況になつていて。それは幾つかの事業を並べておられるわけでございまして、自動車公害対策、それから航空機騒音対策、新幹線鉄道の騒音・振動対策から始まりまして各種あるわけでございますが、これにつきましては、直接には今回新たに対応するというのは特に申し上げるべきほどのことはないかとは思いますが、それでも、工場とか移動発生源に起因する大気汚染を防止するための先ほどの緑地整備事業のほか、緩衝地の問題、これは工場・事業場の周りのものでござりますので、これの整備ということを取り組んでいくといふことです。

三番目に、閉鎖性水域等の水質汚濁対策というものがござります。これにつきましては、從来からやっておるものもあるわけでございますが、新しい事業で申し上げますと、例の合併浄化槽に対する融資の問題で、これは少しでございますが、対応することになつております。

それから廃棄物対策関係では、從来貸し付けをやつておるわけですね。これを事業団が直接乗り出して、もつと具体的に進めたらどうかといふ点についていかがですか。

○加藤(陸)政府委員 融資で対応していくことは、もう申し上げましたが、これは今後考へるべき問題、特にこれから社会の実態がさらに変化をしていく推移も見きわめながら関係の省庁、特に厚生省かと存じますが、知恵を絞つてしまつたりとも思つております。

○岩佐委員 先ほどの五つの論点の中で、一番具体的に胸を張つて答えたのが閉鎖性水域の水

公害防止事業団については、これらの「公害防止計画に基づく事業の実施に当たつて一層の活用が期待される」、こういふふうに述べられてゐるわけありますけれども、環境庁はこの意見具申をこの法案に具体的にどういう形で生かされたのか、お伺いしたいと思います。

○岩佐委員 先ほど宿舎、スキー場というようなお話をあつたわけありますけれども、宿舎ができますと、結局利用者は車でそこまで行きたい。私はよく八ヶ岳に登りますけれども、八ヶ岳でもひなびた小屋が、だんだん利用客が多くなれば道路がいつの間にか広げられていく、そういう事態があちこちで起つてきているわけです。先ほどちよつと道路についても、遊歩道程度とか取りつけ道路とかいろいろ言わされましたけれども、現実にはそうはならない状況が生まれるのではないでありますけれども、これもその計画そのものがぐあい悪いと言つて御批判があつたのではなくて、やり方を注意しないとそういう批判に値するものになるのではないかといふことであつたかと思います。と言いますのは、考え方としては国立・国定公園の公園事業計画が既に決められておる、あるいはこれから決める可能性のあるものもあると思いますが、そういうところでは本当に国民の皆様に、特にこれから余暇時間の問題との関係があるわけでござりますけれども、ゆっくりかつ自然に親しんでいただけるものにつながっていく場所をなるべく広げていくといふことはどうしても必要があるし、それをしないとますます混雑ということになりかねないわけでございます。そう考えておるものでございまして、自然保護団体が御心配された向きは、それが野方に行われてはならないということであつたかと記憶いたしております。

それで先生御指摘の第二点、これはもちろん環境庁、自然保護局も一緒にやるわけでございますので、この公防事業団が幸いにしてこれから手がけていくことになつた場所につきましては、もちろんそういう公園計画に基づき公園事業として適正なものをつくり、また利用に供していく、そ

れが自然破壊というようなものにつながるようないふるようにつくつしていくということでございまして、国立公園、国定公園の保護と利用をお話があつたわけありますけれども、宿舎ができますと、結局利用者は車でそこまで行きたい。私はよく八ヶ岳に登りますけれども、八ヶ岳でもひなびた小屋が、だんだん利用客が多くなれば道路がいつの間にか広げられていく、そういう事態があちこちで起つてきているわけです。先ほどちよつと道路についても、遊歩道程度とか取りつけ道路とかいろいろ言わされましたけれども、現実にはそうはならない状況が生まれるのではないでありますけれども、これもその計画そのものがぐあい悪いと言つて御批判があつたのではなくて、やり方を注意しないとそういう批判に値するものになるのではないかといふことであつたかと思います。と言いますのは、考え方としては国立・国定公園の公園事業計画が既に決められておる、あるいはこれから決める可能性のあるものもあると思いますが、そういうところでは本当に国民の皆様に、特にこれから余暇時間の問題との関係があるわけでござりますけれども、ゆっくりかつ自然に親しんでいただけるものにつながっていく場所をなるべく広げていくといふことはどうしても必要があるし、それをしないとますます混雑ということになりかねないわけでございます。そう考えておるものでございまして、自然保護団体が御心配された向きは、それが野方に行われてはならないということであつたかと記憶いたしております。

○福村国務大臣 局長の答弁のとおり、適正なやり方でやつていく、こういうふうに思つております。それからスキー場についても、私もゲレンデスキーが好きであります。夏にスキー場の跡を見ると、リフトがつくられた跡あるいはスキー場のものがゲレンデがひどい状況になつていて。それは幾つかの事業を並べておられるわけでございまして、自動車公害対策、それから航空機騒音対策、新幹線鉄道の騒音・振動対策から始まりまして各種あるわけでございますが、これにつきましては、直接には今回新たに対応するというのは特に申し上げるべきほどのことはないかとは思いますが、それでも、工場とか移動発生源に起因する大気汚染を防止するための先ほどの緑地整備事業のほか、緩衝地の問題、これは工場・事業場の周りのものでござりますので、これの整備ということを取り組んでいくといふことです。

三番目に、閉鎖性水域等の水質汚濁対策というものがござります。これにつきましては、從来からやっておるものもあるわけでございますが、新しい事業で申し上げますと、例の合併浄化槽に対する融資の問題で、これは少しでございますが、対応することになつております。

それから廃棄物対策関係では、從来貸し付けをやつておるわけですね。これを事業団が直接乗り出して、もつと具体的に進めたらどうかといふ点についていかがですか。

○加藤(陸)政府委員 融資で対応していくことは、もう申し上げましたが、これは今後考へるべき問題、特にこれから社会の実態がさらに変化をしていく推移も見きわめながら関係の省庁、特に厚生省かと存じますが、知恵を絞つてしまつたりとも思つております。

○岩佐委員 先ほどの五つの論点の中で、一番具体的に胸を張つて答えたのが閉鎖性水域の水

質汚濁対策という感じがするのですが、これについて法案では合併浄化槽への融資を新たに加えているわけであります。町田市などではこの浄化槽に対する要求が強いのです。浄化槽がないために住民間でいろいろなトラブルが起つて、私も何件か立ち会つたことがあるわけですから、一軒七十万円ぐらいかかるということで、やりたいだけれどもできないんだ、全額補助がだめなら半額補助くらいでもいいからしてほしいという声も出でるわけです。先ほどやりとりがあつて、公害防止施設であるから金利を低くしたい、そういう御答弁があつたわけでありますけれども、合併浄化槽というのは営利企業ではないわけです。一般の家庭が設置をする公害防止施設であります。しかも、法的規制により各家庭が自発的に行うものでありますから、全額補助は無理でもかなり有利な条件、例えば無利子にするとかそういうようなことで用意をすべきではないかと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 利率の点につきましてはさ

らに関係者で詰めていくことになるわけございまが、御趣旨はよくわかりますので努力してまいりたいと思います。ただ、無利子というのはほのかとのバランスがございますので、その辺を見きわめながら適切なところへ持つてまいりたいと思ひます。

○岩佐委員 下水道予定地域は外すとか、住宅金融公庫の貸し付けとの調整でかなり対象を狭くするということになりますが、これでは対象が限られてしまうのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 対象地域は、公害防止地域を初め、湖沼の指定地域とかその流域でございますので相応広いものがござります。したがいまして、そう御指摘のとおり他の制度との競合なりもございますが、限られる部分あるいは競合関係になる部分も確かにございます。したがいまして、そう一通に達成できるあるいはぐつと伸びるというわけにもいかないかとは存じますが、関係者のPR、

特に関係自治体の御協力、御推進も得ましてなるべく実効が上げられるよう、また額が予定額より上回つて——これはもちろん資金枠でござりますので弾力性はあるわけでございますから、そういう努力をしてまいりたいと思います。

○岩佐委員 中公審の意見具申で今後の重点施策とされている土地利用対策の中では、今後も住工分離対策等について積極的に推進していく必要があると述べています。住工混在型の公害防止対策として住工分離を進める上で、事業団の工場移転用地事業は大きな役割を果たしてきています。この数年間をとつても、五十九年度が百億、六十年度が百二十五億ですか、六十一年度が百六十四億、六十一年は建設譲渡業務四百億円の四〇%以上をこの事業が占めているわけです。これを今後五年間でなぜ廃止してしまうのでしょうか。そういう点、疑問に思うのです。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

これは年によって多少の変動はござりますけれども、先生おっしゃいましたようにある程度の実績を上げてまいりましたし、特に過去におきましたが、御趣旨はよくわかりますので努力してまいりたいと思います。ただ、無利子というのはほんの点について環境庁長官の意見をお伺いし、また

今後の姿勢についてもお伺いしておきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 環境庁をいたしましては、今回、事業団を活用して新たな公害防止事業に取り組むこととともに、公害問題の改正により健康被害予防事業の展開を図りたいと考えておるところです。

今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな環境を保全することはもちろんのことであります。しかし、公害問題の改正により健康被害予防事業の展開を図つてまいりたいと考えておられます。

今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな環境を保全することはもちろんのことであります。しかし、公害問題の改正により健康被害予防事業の展開を図つてまいりたいと考えておられます。

時間もなくなりましたので、以上幾つか聞いてまいりましたけれども、まず一点として、緑地造成では公害企業の負担を減らす方向になつて公健法改悪とリンクをしている、こういう点で大変大きな問題であり、私たちは納得しがたいものであります。それから自然公園については、規制から開発の方向へ切りかわるということが大変危惧をされます。それから新しい公害に対する対応、これは極めて不十分だ。スクランプ・アンド・ビルドといつても、スクランプの方が大きくてビルドが具体的でない。それから環境庁所管の部分が極めて少なくなろうとしている。こういう点を見たとき、私は今回の改正というのは重大だというふうに指摘をしてしまして私の質問を終わりたいと思ひます。最後に大臣の御所見をお伺いをしておきたいと思います。

であるならばとんでもないことだというふうに思ひます。それから、公害防止事業団のような小さな特殊法人をなぜあえて通産、建設を含めて三省庁の共管にするのか。四十六年、六十五国会の環境庁設置法制定の際の附帯決議、これは先ほど先輩議員が指摘をされたところでありますけれども、環境保全行政の一元化ということからすれば、今回の改正は後退だということで、これは本当に重大な問題であると私たちは思っているわけです。これまでの事業団の業務も、通産省や建設省所管の特殊法人の業務とかなり重なる部分があつたわけですが、しかし、環境行政は各分野に横断的にまたがつて行われるべきだということで環境庁の専管になってきたわけ、その点が今回共管になつて薄れるということになるわけありますので、この点について環境庁長官の意見をお伺いし、また今後の姿勢についてもお伺いしておきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 環境庁をいたしましては、今回、事業団を活用して新たな公害防止事業に取り組むこととともに、公害問題の改正により健康被害予防事業の展開を図りたいと考えておるところです。

今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな環境を保全することはもちろんのことであります。しかし、公害問題の改正により健康被害予防事業の展開を図つてまいりたいと考えておられます。

時間もなくなりましたので、以上幾つか聞いてまいりましたけれども、まず一点として、緑地造成では公害企業の負担を減らす方向になつて公健法改悪とリンクをしている、こういう点で大変大きな問題であり、私たちは納得しがたいものであります。それから自然公園については、規制から開発の方向へ切りかわるということが大変危惧をされます。それから新しい公害に対する対応、これは極めて不十分だ。スクランプ・アンド・ビルドといつても、スクランプの方が大きくてビルドが具体的でない。それから環境庁所管の部分が極めて少なくなろうとしている。こういう点を見たとき、私は今回の改正というのは重大だというふうに指摘をしてしまして私の質問を終わりたいと思ひます。最後に大臣の御所見をお伺いをしておきたいと思います。

○稻村国務大臣 今回の事業団法の改正は行革審答申を踏まえ、公害防止事業団事業懇談会の報告を得て、本事業団が実施するにふさわしい新業務を選定したものであり、現時点における見直しとしては適切なものと考えております。

○岩佐委員 そこは意見は違いますが、終わりました。

○林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○林委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○林委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○林委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、武村正義君、岩垂寿喜男君、春田重昭君、滝沢幸助君及び岩佐恵美君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

春田重昭君。

○春田委員 私は、ただいま議決されました公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 環境問題がますます複雑・多様化している現状にかんがみ、環境保全施策の総合的推進に努めるとともに、特に産業廃棄物その他の廃棄物の処理の重要性に対応するため、公害防止事業団の活用を含め、処理体制の整備を積極的に推進すること。

一 環境保全対策の重要性にかんがみ、国の唯一の専門的助成機関としての公害防止事業団が実効ある対応をし得るよう、その助成条件についてできる限りの配慮をするとともに、業務の充実、彈力化に努めること。

一 公害防止事業団の臨時業務とされる工場移転用地造成事業について、実需に対処し得るよう事業権の確保を図ること。

一 公害防止事業団に対する監督手続きの工夫改善に努めるとともに、その経営の自主性を尊重し、組織の活性化を図ること。

一 本法の改正に伴い、公害防止事業団職員の雇用不安や労働条件の悪化をもたらさないよう配慮すること。

以上であります。その趣旨につきましては案文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

○林委員長 何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（報告書は附録に掲載）

○林委員長 次に、内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。稻村環境庁長官。

○林委員長 次に、内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。稻村環境庁長官。

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

（本号末尾に掲載）

○稻村国務大臣 ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

野生動植物は、国際的規模で商業取引の対象となつておなり、このよつた取引が過度にわたる場合には、生息環境の悪化と相まって、一部の野生動植物を絶滅のおそれにつながります。かかる事態に対処するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」、いわゆる「ワシントン条約」が締結され、野生動植物が自然環境のかけがえのない構成要素として現在及び将来の世代のために保護されるべきものであるとの認識に立ち、その国際取引の規制が実施されてきております。

我が國も、昭和五十五年にこの条約に加入し、絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制を行つてまいりましたが、これらの動植物の国内での取引が問題となる事例も見られ、国際社会の一員として、こうした事態を是正することが今日強く求められているところであります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、国内における譲渡規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じようとするものであります。

次にこの法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、希少野生動植物の譲渡等の規制であります。

本邦または本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物を希少野生動植物として定め、これらの動植物は環境庁長官が学術研究、繁殖等のため特に必要でありかつ、適切であると認めて許可した場合及び環境庁長官の登録を受けた場合等を除き、譲渡等をしてはならないことといたしております。また、希少野生動植物を販売目的で陳列することも、原則として禁止することとしております。

さらに、許可の条件に違反している者や違法に陳列をしている者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができることといたしております。

第一は、希少野生動植物の登録であります。

商業的目的で繁殖されたものであること等の要件に該当する希少野生動植物については、環境庁長官の登録を受けることができるものとし、登録を受けた希少野生動植物の譲渡等は、登録票とともにしなければならないこととしております。また、その譲渡等を受けた者は環境庁長官に届け出なければならぬものとし、適正な流通が図られるようにいたしております。

第三は、希少野生動植物の保護等であります。

希少野生動植物の保護を図るため、環境庁長官は、広報活動等を通じて国民の理解を深めるための措置を講じなければならないこととしております。あわせて、希少野生動植物を所持する者に対して適正な管理を求めるとともに、環境庁長官が必要があると認めるときは、必要な助言や適当な施設のあつせんができることなどしておりまます。また、関係行政機関の長は、国庫に帰属した希少野生動植物について、必要な措置を講じなければならぬこととしております。

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内の政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

#### 午後四時四十三分散会

#### 公害防止事業団法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「(第三十六条—第三十八条)」を「(第三十七条—第三十九条)」に改める。

第一条中「工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による」とび「これらの」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同条の次に次の一条を加える。(定義)

第一条の二 この法律において「公害」とは、公害

対策基本法(昭和四十二年法律第二百三十二号)

第二条第一項に規定する公害をいう。

第八条第四項中「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。

第九条第三項を次のよう改める。

3 理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のよう改める。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらに

おける事業活動に伴う公害(以下「産業公害」という)が著しく、若しくは著しくなるおそ

れがある地域における産業公害を防止するた

めに工場若しくは事業場が集団して設置され

るのに必要な建物(これに附屬する建物を含む)を設置し、又はこれと併せて当該工場若

しくは事業場の利用に供するばい煙処理施

設、汚水処理施設その他の産業公害を防止す

るための施設(これに附屬する施設を含む)を設置し、及びこれらを譲渡すること。

第十八条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 大気の汚染による公害が著しく、又は著し

くなるおそれがある地域において、大気の汚

染による公害を防止するために設置すること

が必要な緑地で、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

四 自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園(都道府県立自然公園を除く。以下この号において同じ。)の区域において、利用者の過度の集中によつて公害を防止するため、同法第十四条第一項第一号第一項中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改める。

第五条第一項中「環境庁長官」の下に「通商

産業大臣及び建設大臣」を加え、同条第二項中「總理府令」を「總理府令・主務省令」に改める。

第二十一条第一項中「第十八条第一号」を「第十

三項又は第十五項第三項の規定による認可を受けて、自然公園の利用のための複合施設

に伴う公害を防止するため、同法第十四条第一項第一項第一号に「行なう」を「行おう」に改め、「總理府令」の下に「通商産業省令又は建設省令」を加え、「環境庁長官」を「主務大臣

を併せて整備するもので政令で定めるものを改める。

いう)であつて汚水処理施設その他の公害を防止するための施設(これに附屬する施設を含む)を併設するものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第五号を次のよう改める。

五 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附屬する施設を含む)であつて政令で定め

るものを設置しようとする者 その設置に必要な資金

ロ 公害の原因となる物質による市街地の土壤の汚染を防止し又は除去するための覆土事業その他の政令で定める事業を行おうとする者 その事業に必要な資金

ハ 水質の汚濁による公害を防止するための施設であつて政令で定めるもの(これに附

属する施設を含む)の設置に必要な資金

八 貸付けに必要な資金

第十八条第六号中「前五号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

2 事業団は、前項の業務のか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から

第四号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

第十九条第一項中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改める。

三 第二十八条第一号又は第三号の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

一 第三条第二項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

四 第二十四条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

三 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

一 第二十二条第一項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

四 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

一 第二十二条第一項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

四 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

一 第二十二条第一項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

四 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第一号の規定による承認をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第二十四条に次の二項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による環境庁長官の官」を「主務大臣」に改める。

第三十四条の見出しを「(協議)」に改め、同条

第二項中「第二十条第二項又は」を削り、「大蔵大臣」の下に「、通商産業大臣及び建設大臣」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項第一号中「第二十条第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣は、

第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣、通商産業大臣及び建設大臣は、

第二十条第二項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

3 環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣は、

第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣、通商産業大臣及び建設大臣は、

第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

3 環境庁長官は、次の場合には、通商産業大臣

及び建設大臣と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣、通商産業大臣及び建設大臣は、

第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第三十五条 この法律において主務大臣は、次とおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境庁長官

二 第十八条第一項第一号の業務で中小企業構造の高度化に資するもの（同号に規定する地域において産業公害を防止するために行われる工場又は事業場の建物の利用の共同化に係る業務を除く。以下この号及び次号において「中小企業構造高度化業務」という。）及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受け行う業務で中小企業構造高度化業務に係るものに関する事項については、通商産業大臣

は、同項中「第十八条第一項第一号から第四号までの業務」とあるのは「附則第十八条に規定する業務」と、「主務大臣」とあるのは「環境庁長官」とする。

附 則

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に公害防止事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

三 第十八条第一項第一号の業務（中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。）並びに同項第二号、第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受け行う業務で同条第一項第一号、第二号又は第四号の業務に係るものに関する事項については、環境庁長官

適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のよう改正する。

第七十八条の三第二項中「第十八条第二号」を「第十八条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同法附則第十八条」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十号）の一部を次のよう改正する。

別表第二「公営企業金融公庫の項の次に次のよう加える。

四 第十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同号の業務に係るものに関する事項については、建設大臣

この法律において総理府令・主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。

附則

第十八条 事業団は、第十八条の規定にかかわらず、公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二号）による改正前の第十八条第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）を昭和六十七年九月三十日（同日以前に開始された当該業務については当該業務が終了する日）まで行つことができる。この場合における第二十一項の規定の適用について

定めるもの」に改める。

第七十三条の十四第七項中「公害防止事業団法第十八条第二号に規定する産業公害を防止するための施設で政令で定めるもの」を「公害防

止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で定めるもの」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 公害防止事業団から公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二号）による改正前の公害防止事業団法（以下この条において「旧事業団法」という。）第十八条第二号の規定により前条の規定による改正前の旧事業団法（以下この条において「旧法」という。）第七十三条の十四第七項に規定する施設の譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定について、なお従前の例による。

四 刪除

第七百一条の三十四第八項第四号中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

附則第三十一条の二第六項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村は、公害防止事業団から公害防止事業団が公害防止事業団法附則第十八条に規定する業務として設置する施設の譲渡しを受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対し課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七百一条の三十四第八項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる地方税法第七百一条の三十二第三項の規定により新規とみなされる施設の譲渡に

3

3 旧法五百八十六条第二項第四号に規定する施設の譲渡しを昭和六十二年九月三十日までに受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対し課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七百一条の三十四第八項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる地方税法第七百一条の三十二第三項の規定により新規とみなされる施設の譲渡に





み、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



昭和六十二年六月三日印刷

昭和六十二年六月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局